

食料・農業・農村政策審議会生産分科会 平成16年度第2回畜産物価格等部会

平成17年3月17日

農林水産省

平成17年3月17日
三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
平成16年度第2回畜産物価格等部会議事録

目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 . 開会 午前 10 時 30 分 | 1 |
| 1 . 開 会 | 1 |
| 1 . 部会長あいさつ | 1 |
| 1 . 委員の出欠状況確認 | 2 |
| 1 . 会議の運営方針の確認 | 2 |
| 1 . 諮問及び関連資料説明 | 3 |
| 1 . 要求資料説明 | 2 1 |
| 1 . 質 疑 応 答 | 2 6 |
| 1 . 意 見 開 陳 | 6 9 |
| 1 . 答 申 案 起 草 | 8 7 |
| 1 . 答申及び建議承認 | 9 2 |
| 1 . 答 申 | 9 2 |
| 1 . 農林水産大臣あいさつ | 9 2 |
| 1 . 閉 会 | 9 3 |
| 1 . 閉会 午後 8 時 02 分 | 9 4 |

午前 10 時 30 分開会

開 会

清家畜産企画課長 おはようございます。畜産企画課長の清家でございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成 16 年度第 2 回畜産物価格等部会を開催させていただきます。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。資料一覧の後に資料ナンバー振ってございます。ナンバー 1、議事次第から、資料ナンバー 2、委員名簿、資料 3 - 1 から 2、3 と、それぞれ振っておりますが、これは加工原料乳あるいは指定食肉、肉用子牛といった内容の諮問案でございます。4 が諮問案の総括表でございます。資料ナンバー 5 は、加工原料乳の算定説明資料。6 - 1 から 6 - 6 まで、それぞれの説明参考資料でございます。

そして、参考資料としまして、番号は振ってございませんが、畜産物価格等の決定についてという資料と、冊子にしてございますが、全部で 7 種類、牛乳関係あるいは食肉関係の生産費調査がございます。そして、畜産関係資料といたしまして、白表紙の冊子がございます。あと酪農関係資料、食肉関係資料でございます。

最後に、委員要求資料の関係で、中山委員から要求のございました資料がつけてございます。2 種類ございます。

以上でございます。

部会長あいさつ

生源寺部会長 おはようございます。部会長の生源寺でございます。よろしくお願いたします。

本日は御多忙のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございました。本日は、去る 2 月 23 日の第 1 回部会の際に事務局から御説明がございましたとおり、平成 17 年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成 17 年度の指定食肉の安定価格並びに肉

用子牛生産者補給金制度における平成 17 年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項につきまして御審議をお願いするわけでございますが、委員の皆様のご協力によりまして、円滑に議事の進行を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員の出欠状況確認

生源寺部会長 議事に入ります前に、本日の出欠状況につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 前回、欠席された委員の御紹介から始めさせていただきます。

足立臨時委員でございます。

大野臨時委員でございます。

そして、遠藤委員、木村委員、小林委員、矢野委員、横山委員におかれましては、やむを得ない理由により本日、御欠席とのことでございます。

なお、平野委員、吉野委員におかれましては、おくれてお見えになる予定でございます。山口委員につきましては、代理の方に御出席をいただいております。

なお、審議会令第9条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、おくれて見える方も入れまして、全体で19名のうち16名、御出席いただいておりますので、成立しております。

以上でございます。

会議の運営方針の確認

生源寺部会長 本日は、第1回部会で御説明申し上げましたとおり、平成17年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成17年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成17年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり留意すべき事項について審議するわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会、食料・農業・農村政策審議会の答申とみなされることになっております。

本日のスケジュールでございますが、事務局から諮問に関連した説明を午前 11 時 45 分ごろまでをめぐりに行っていただき、その後、委員からの要求資料に対する説明を行っていただき、12 時 10 分ごろから昼休みを取りたいと考えております。午後の部会再開後は、3 時までをめぐりに質疑を行った上で、委員及び臨時委員の御意見を午後 5 時 15 分ごろまで伺った後、答申案の作成に入り、遅くとも午後 7 時 30 分をめぐりに終了したいと考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でございますので、審議には十分な時間を取りたいと考えておりますが、委員の方はいずれも要職につかれ、お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努め、本日、先ほど申し上げました 7 時 30 分に終わるよう、しかるべき時間までは答申に持ってまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

また、従来より、これは例年あったことでございますが、お昼の休憩時間中に 1 階の第 3、第 4 会議室で、関係団体代表者から皆様に要請を申し上げたいという申し出がございますので、まことに恐縮でございますけれども、皆様方には、その時間帯にそちらの方に御足労願いたいと存じます。

諮問及び関連資料説明

生源寺部会長 本日付けで農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。資料ナンバー 3 - 1 をごらんいただきたいと思います。

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成 17 年度の加工原料乳の補給金単価を試算に

示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいま朗読いただいた諮問に関連して御説明をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 関連資料について、まず資料5に即しまして御説明申し上げたいと思います。

資料5は加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料でございます。これに関連しまして、参考資料といたしまして、農業経営統計調査、平成16年生乳生産費（全国と北海道）、また酪農関係資料という冊子をお配りしてございます。この資料の中には牛乳・乳製品に関します生産、流通、需給、消費関係の資料が掲載されています。必要に応じて御参照いただければと思います。

資料5に即しまして、まず補給金単価について御説明したいと思います。1ページをおあげいただけますでしょうか。

まず補給金単価算定の考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は加工原料乳地域、これは加工原料乳暫定措置法で生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域と定められております。現在、これに該当する地域は北海道でございます。

この加工原料乳地域における生産費及び乳量各々の移動3年平均の変化率から求めた生産コスト等の変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、当該年度の加工原料乳生産者補給金単価を算定することとしております。この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、平成13年度に補給金制度を改正して以来、適用している方式でございます。17年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定してございます。

この考え方を算式としてまとめましたのが、このページ中ほどの部分でございます。当該年度の補給金単価 = 前年度の補給金単価 × 生産コスト等変動率。このうち生産コスト等変動率につきましては、その下にございますように、C0分のC1 ÷ Y0分のY1で求めることになってございます。C0分のC1は、下にございますように、搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率です。また、Y0分のY1は、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率。どちらも移動3年平均となっております。

次に算定要領でございます。その下にございますように、前年度の補給金単価につつま

しては、16年度の補給金単価としてキロ当たり10円52銭という数値を使ってごさいます。

2ページをおあけいただきたいと思います。これは生産コスト等変動率の算定方式です。前のページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率を搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率で割り、算出することとなっております。

まず、生産コスト等変動率の算定の中身について、順に御説明いたします。(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。搾乳牛1頭当たりの生産費の算定の基礎となりますのは、私どもの統計部がまとめております飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たりの全算入生産費を用いております。畜産統計に基づきまして、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出いたします。

次に、酪農経営の実態を反映させるために、この生産費に集送乳経費、販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに直近の物価・労賃の動向等を織り込むことによりまして、搾乳牛1頭当たりの生産費、ここでは修正生産費と呼びますけれども、これを算出するというところでございます。平成14年から16年の修正生産費の平均を平成13年から15年の修正生産費の平均で割り、算出いたしましたのが搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率でございます。

続きまして、修正生産費の算出方法でございます。ア以下にございますように、物財費等の各費目につきましては、調査時期と算定時期のずれを補正するため、原則といたしまして、当年の3年平均生産費については直近、具体的には平成16年11月から17年1月の水準に、前年の3年平均生産費につきましては、その1年前、平成15年11月から平成16年1月の水準に物価修正して算出しております。

また、イにございます家族労働費につきましては、酪農経営の実態を適切に反映させるために、厚生労働省の勤労統計調査による加工原料乳地域の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価して算出いたします。

ウにございます地代と資本利子につきましては、当年の3年平均生産費は直近年、平成16年、前年の3年平均生産費は、1年前の水準に評価して算出いたします。

最後に、エの部分でございまして、企画管理労働費につきましては、生乳生産費調査結果に基づく企画管理労働時間に家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出いたします。

このようにして求めました当年までの修正生産費の3年平均を前年までの3年平均で割

りまして、修正生産費の変化率を算出することになってございます。

続きまして、搾乳牛1頭当たりの変化率でございまして。(2)でございまして。搾乳牛1頭当たりの乳量につきましては、生乳生産費調査結果による1頭当たりの乳脂肪分3.5%換算乳量を飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出した乳量、ここでは修正乳量と呼びますが、この修正乳量の平成14年から16年乳量の平均を平成13年から15年乳量の平均で割り、算出するとしております。

6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。この6ページ、7ページには、先ほど御説明した算式に基づく私どもが用いました具体的な数値が掲げられてございます。7ページの右にございまして生産コスト等変動率の算定という形で算出したのが、搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率が1.0057、これを割ります搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率が1.0177、その結果、生産コスト等変動率は0.9882となるわけでございまして。

3ページへ戻っていただきまして、先ほど算出しました0.9882という変動率を16年度の単価、キロ当たり10円52銭に乘じまして、平成17年度単価といたしまして、キログラム当たり10円40銭という数値を算出いたしました。これは前年度の単価に比較しまして、キロ当たり12銭の引き下げになってございます。

また、生産コストの変動率の詳細な算定につきましては、6ページから8ページに記載されてございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、限度数量の説明に移らせていただきたいと思っております。4ページをおあけいただけますでしょうか。

まず考え方でございまして。限度数量は17年度の推定生乳生産量から推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量を控除いたしまして、特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量を算定し、これを限度数量としております。

算式につきましては、このページの中ほどにございまして。Lが求める数量、すなわち限度数量でございまして。Q1が推定生乳生産量の中央値。そこから、D1としまして推定自家消費量、D2：牛乳等向け生乳消費量の中央値、D3：その他乳製品向け生乳消費量を差し引くことによりまして、D4：限度数量を算出するというところでございまして。

次に、算定要領について御説明いたします。4ページの下でございまして。1の推定生乳生産量につきましては、最近の経産牛頭数から平成17年度の経産牛頭数を推定し、その頭数に乳量を乗じて算出しております。

2の推定自家消費量につきましては、最近の動向等を考慮して算出しております。

5 ページでございます。3 の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量につきましては、平成 6 年度から平成 16 年度の消費者物価指数、飲料支出に占める牛乳の支出の割合と、国民 1 人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、17 年度の国民 1 人当たりの年間生乳等向け生乳消費量を推定し、これに 17 年度の推定総人口を乗じて算出しております。

4 のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量につきましては、2 の推定自家消費量と同様、最近の動向等を考慮して算出しております。

それでは、個々の数値の算定について御説明したいと思います。10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。これは推定生乳生産量を算出する際の表でございます。

右側、11 ページの表頭をごらんいただきたいと思います。まず 経産牛頭数であります。その右隣に といたしまして経産牛 1 頭当たりの月間乳量、その右隣に としまして平成 17 年度生乳生産量があります。ごく簡単に申しますと、前月の経産牛頭数に経産牛 1 頭当たりの月間乳量を乗じまして前月の生乳生産量を算出し、それを 17 年 4 月から 18 年 3 月まで足し上げることによりまして、17 年度の合計の推定生乳生産量を算出しております。

その結果、表の右下にございますように、17 年度計で 817 万 9000 トンということになります。ここでは、この 817 万 9000 トンを下限値としまして、この表の欄外にございます、(2) とございますけれども、最大値といったものを、経産牛 1 頭当たり月間乳量が (1) で計算しましたものよりも 1.3% 多い場合とを試算いたしまして、これを上限値としてございます。具体的には 828 万 5000 トンという数値でございます。また、(3) にございますのが、その下限値、上限値の中間値として、限度数量の算出に用います数量、中央値を 823 万 2000 トンと試算しております。

なお、左側の 10 ページは、前月の経産牛頭数をどのように推定したかということを示した部分でございます。前月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める牛、つまり の初産牛分娩可能頭数に、 にございます前月から繰り越される経産牛頭数を加えまして、そこから、 にございますように、その月にと畜や病死等により減耗する経産牛頭数を減じて求めているということでございます。

続きまして、12 ページ、推定自家消費量の説明をさせていただきます。12 ページの上段にございますように、2 の推定自家消費量 D 1 につきましては、16 年度実績見込み量を基礎にいたしまして、最近の動向を考慮して 8 万 3000 トンと推定しているわけござ

います。

次が3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の説明でございます。このD2につきましては、D2AとD2Bに分けて算出しております。このうちD2Aにつきましては、牛乳・乳製品統計における牛乳等向け生乳処理量ベースにより見込まれる生乳消費量から、学校給食用を除いたものでございます。D2Aにつきましては、国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量と消費者物価指数、飲料消費に占める牛乳支出の割合と、この関数から17年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量であるD1を推定いたしまして、これに17年度の推定総人口、Nと書いてございますが、これに乗じることによって算出しております。

この算式により計算される数値に1%程度の見込み幅を持たせまして、その数値といたしましては、D2Aのところがございますように、444万1000トンから447万3000トンという形で算出しております。また、D2Bにつきましては、3の項目の一番下でございますけれども、児童生徒数の減少を考慮しまして、40万8000トンと推定しております。このD2AとD2Bを足し合わせたものが生乳等向け生乳消費量として見込まれる数量でございます。具体的には484万9000トンから488万1000トン、その中央値は486万5000トンということでございます。

12ページの一番下が、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量の説明ということでございます。このD3につきましては、16年度の実績見込み値を基礎に最近の動向を考慮いたしまして、123万4000トンと推定しております。

限度数量を算定する要素は、ただいま御説明したとおりでございますが、具体的にどう試算するかにつきましては、恐縮でございますが、5ページにお戻りいただきまして御説明します。5ページの中ほどに、算式と、その試算結果を示しております。ここにございますQ1からD1、D2、D3、これは先ほど御説明した数字のとおりでございます。その結果、これを試算いたしますと、このLが求められるわけでございますが、205万トンと、これが17年度の限度数量という形で計算できるわけでございます。

最後に、14ページ、15ページをおあけいただけますでしょうか。これは今まで御説明した数値等の一覧表となっております。17年度におきます生乳の生産と消費を概観する形になってございます。詳細な表の説明は省略させていただきますけれども、1点だけ付言させていただきますと、在庫のところをごらんいただきたいと思います。

17年度期首在庫として、生乳ベースで93万8000トンを見込んでございます。15ペー

ジの右の方にいきまして、期末在庫も、需給均衡を前提といたしまして同量を見込んでいますけれども、下の方に「 3万 6000 トン」とございます。これについては、表の下の 印にございますように、生産者団体が実施する需要拡大対策によりまして需要が供給を上回り、脱脂粉乳在庫削減に当てられる数量で、要調整数量という形で需給表上、記載してございます。

この結果、これは生乳換算でございますのでわかりづらいかと思いますが、脱脂粉乳の数量というふうに換算いたしますと、17 年度期首在庫が9万 2300 トン、注にございますように、5000 トンの在庫削減を見込みまして、17 年度の期末在庫は8万 7300 トンと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉鶏卵課長から、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。座ったまま読まさせていただきます。資料3 - 2をおあけいただきたいと思えます。

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料3 - 3をおあけいただきたいと思えます。

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 17 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

引き続き、朗読いただきました諮問に関連して、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 それでは、資料6 - 1以下いろいろ入っておりますが、まず資料6 - 1から御説明申し上げたいと思います。平成17年度指定食肉の安定価格の算定要領でございます。資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず指定食肉安定価格算定要領の中の豚肉を御説明したいと思います。豚肉につきましては、お手元の資料でございますように、農畜産業振興機構の需給操作を通じまして、安定価格帯の中に実勢価格を安定させることを目的としておるものでございまして、毎年度、豚肉の生産条件あるいは需給状況あるいは経済事情を考慮して、その再生産を確保するという観点から定めることとされておるところでございます。

この算定につきましては、従来から、いわゆる需給実勢方式ということで、市場において自由競争のもとに形成された価格につきまして、一定期間の肉畜の農家販売価格とその期間の平均的な生産費をベースとして、価格算定年度に見込まれる物価の動向、生産性の向上を適切に盛り込んで価格を算定するという考え方を取っております。

お手元でございます豚肉の1ページの数式でございますが、豚肉の場合につきましては直近5年間を基準期間といたしまして、その期間における肉豚の農家販売価格、これがP0になるわけでございますが、このP0に生産費指数、すなわち生産コストの変化率を乗じまして、来年度の農家販売価格を推定いたしまして、これに枝肉換算係数mとk、定数kによりまして卸売市場で販売される枝肉価格を換算いたしまして、さらに $1 \pm v$ となっておりますが、変動係数を用いまして安定基準価格と安定上位価格、下と上を決めると、上下に開いて算定しているという、そういう仕組みになっているところでございます。

2ページをおあけいただきたいと思います。その際、今申し上げました各要素につきまして、2ページの(1)から(2)に記載しておるとおりでございます。その際の留意点といたしまして、まず(1)の5年間、基準期間の肉豚の農家販売価格のP0でございますが、これは平成12年2月から平成17年1月の5年間の農業物価統計による農家販売価格を平均して算出しております。ただし書きは、これまでのルールで、安定基準価格を下回ったり、販売価格が安定基準価格を下回るといった場合がございまして、そういう場合には修正するといったようなルールでやっておるところでございます。

(2) が生産費指数でございます。これにつきましては、過去5年間の基準期間における平均的な生産費に対して価格算定年度となる平成17年度の推定生産費の変化の動向を見るための指数でございます。アからエまでございますが、生産費指数には四つの構成要素ということで、 q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 というものがございます。これらを総合的に計算しまして、次のページでございますが、オのところではIを出していくということになっているところでございます。

その際、まずアでございますが、これにつきましては過去5年間の基準期間における、いわゆる実質費用ということで、生産費のえさ代でありますとか、労働費といった各費目を、それぞれに対応する物価指数で割りまして、実質化しまして、平均して5年間の実質費用を求めているわけでございます。実質化する意味としては、物価の変動要因を排除して純粋に生産費の動向を分析するための性格のものでございます。

イでございます。 q_1 でございますが、これは過去5年間の実質化した各費目の傾向から価格算定年度である平成17年度の実質費用の計算を行いまして、これを便宜上、 q_1 と名づけておりますが、具体的には生産費のそれぞれの費目ごとに過去の趨勢等から算定年度の実質生産費を推計しているというものでございます。

ウにつきましては、費目ごとに農業物価統計等を用いまして、過去5年間の生産費調査に対応する期間の物価指数の平均値 p_0 を算出しております。物価指数につきましては、基準点となる年は平成12年といたしまして、その物価を100とした場合における相対的な価格をあらわす指数でございます。

それと価格算定年度における物価指数でございますが、エのところでは各費目ごとに最近時、原則といたしまして平成16年11月から平成17年1月までの平均でございますが、その物価指数から算出しております。

以上のように、アイウエで q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 というものを定めまして、3ページでございますが、オの生産費の指数ということで、分母に基準期間の肉豚生産費ということで $q_0 p_0$ 、分子に価格算定年度に見込まれる肉豚の生産費ということで、分子に $q_1 p_1$ というものを置きまして、ここから生産費指数を計算しておると、こういうものでございます。

(3) の枝肉の換算係数。この定数につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。枝肉卸売価格に対する肉豚の農家販売価格の回帰関係から関係式を求めておるところでございます。(4) の安定価格の幅につきましては、前年度と同様にプラスマイナ

ス 14%ということで、通常価格の価格変動幅 14%という実態がございますので、これにあわせて 14%によって上下に開くということで、そういうような数値の置き方をしているところでございます。

続きまして、4 ページをおあげいただきたいと思います。牛肉でございます。牛肉につきましても、考え方といたしましては基本的には同じでございます。4 ページの左側に数式がございまして、この場合、P O w と P O d ということで、二つのものが入ってきておるわけでございます。これにつきましては、牛肉の場合には去勢和牛と乳雄肥育牛の二つを計算しまして、これを出した後、一元化して枝肉に換算して、豚と同じように対応していくということでございます。

指定食肉である牛肉につきましては、去勢牛の B 2、そして B 3 を指標として採用しておりますが、この B 2、B 3 というのは、和牛と乳雄の去勢牛肉が含まれておりまして、また使用します農家販売価格あるいは生産費につきましては、和牛あるいは乳雄につきまして、それぞれ性格が違っておりますので、別々に調査されておりますので、これをそれぞれ計算して枝肉にする際に一本化するというを昭和 63 年度以降は採用しているわけございまして、今回についても同じような方式で算定することとしたところでございます。

続きまして、資料 6 - 2 をおあげいただきたいと思います。以上申し上げました計算式に従いまして、豚肉、牛肉につきまして具体的な数字を当てはめてみると、資料 6 - 2 の 1 ページでございますが、豚肉でございます。

今回の試算結果の要点としましては、基準期間の肉豚の農家販売価格が昨年より 3 円上昇しておりまして、また生産費指数のところでございますが、これにつきましては近年、飼養頭数の増加により 1 頭当たりの労働費が減少するという生産性の向上が見られます。

こうしたことを勘案いたしますと、農家販売価格が上昇しておりますものの、生産費指数が 0.01 ポイント低下するということで、全体としては上昇の程度が小さくなるということになります。1 ページの (2) の P O イコールという算式の下に、さらにイコールと書いてありまして、上が 482.13 円、下が 363.71 円となっております。これにつきましては従来から 5 円刻みで丸めるということで取り扱っておりまして、480 円が安定上位価格、365 円が安定基準価格ということで据え置きということになるところでございます。

続きまして、資料 6 - 3 をおあげいただきたいと思います。同じようなことで、牛肉につきまして、それぞれ数字を入れてまいりますと、資料 6 - 3 の 1 ページでございます。

牛肉につきましては、基準期間の肉牛の農家販売価格は、去勢和牛で 26 円の減少になりまして、乳用種は 3 円の上昇となるということでございますが、生産費指数の要素として、上げ要素といたしましては配合飼料の直近時の物価指数の上昇があるわけでございますが、下げ要素としてはもと畜費や労働費の低下がございます。

この結果、生産費指数は前年に比べて去勢和牛は低下して、乳雄肥育は上昇ということで、全体といたしましては、去勢和牛は販売価格と生産費指数が低下しているものの、去勢和牛の基準期間の肥育農家販売価格と生産費指数が上昇しているということで、1 ページの(2)の試算の一番下にございますように、上が 1011.17、下が 778.51 円ということになります。これにつきましても、先ほど申し上げたような 5 円刻みでの整理ということで、上が 1010、下が 780 円ということで据え置きという試算結果となったところでございます。

続きまして、資料 6 - 4 をおあげいただきたいと思います。平成 17 年度の指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の算定要領でございます。

まず子牛関係の説明をさせていただきたいと思います。1 ページでございます。保証基準価格ということで、1 ページにございますように、黒毛から交雑種の五つの品種につきまして保証基準価格を算定するわけでございます。保証基準価格につきましては、肉用子牛の生産条件あるいは需給事情その他の経済事情を考慮しまして、肉用子牛の再生産を確保するという事で定めることとされております。

その際の保証基準価格の定め方でございますが、1 ページの算式にございますように、求める保証基準価格は P_0 、いわゆる基準期間の肉用子牛の実際の農家販売価格に、 I でございますが、基準期間の価格算定年度の子牛の生産費に対する価格算定年度に見込まれる生産費の比率、いわゆるコストの変化率を掛けまして、あとは豚と同じようなことで、 m と k ということで、市場の取引価格への係数及び定数により換算いたしまして、 D で、黒毛であれば黒毛をベースに、あとは市場取引価格として肉用子牛の市場取引価格の格差、こういったものを勘案しまして、黒毛、褐毛、その他の肉専用種及び乳用種、交雑種と品種毎の保証基準価格が求められるということでございます。

今回、乳用種子牛につきまして、従来の算定方式について見直すこととしておりまして、きょうは、この点について重点的に御説明申し上げたいと思っております。

簡単ではありますが、続きまして、飛んでしましますが、4 ページをおあげいただきたいと思います。合理化目標価格でございます。とりあえず資料 6 - 4 の要領のルールだけ

御説明申し上げます、詳細につきましては別途御説明したいと思います。

合理化目標価格でございますが、この合理化目標価格というのは、牛肉の国際価格の動向を勘案しつつ、将来的に肉用牛生産の健全な発展を図るために、子牛生産の合理化を図るということで、そのために実現を図ることが必要な生産費を基準として定められる子牛価格でございます。

この思想的なものとしたしまして、4ページの中段に算式が書いてあるわけですが、要は、算定年度の翌年度ということで、来年、18年6月から次の年の19年10月に、17年度の子牛が肉として出回る18年6月から19年10月ごろの輸入価格の動向を見通しまして、その輸入牛肉に対抗する価格で国産牛肉の生産を行うために必要な子牛価格と、肥育経営が支払い可能な子牛の価格水準を定めるということが、この数式のポイントでございます。

御案内のように、15年12月からアメリカ産牛肉がとまっておりますものですから、16年につきましてはオーストラリア産牛肉がかなりのウェイトを占めております。アメリカ産牛肉が入ってきていなかったという状況でございますが、アメリカ産牛肉への需要といったものもございますので、昨年も同じような場面ございましたので、昨年と同じような観点から、従来どおりの直近の実績を用いて将来の牛肉需給を見通すというのが困難でございますので、算定年度の次年度以降の値となる輸入牛肉の部分肉牛肉なり、輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数、こういったものにつきましては16年度のときと同じようなことで仮定いたしまして、それで試算を行うということにいたしましたところでございます。合理化目標価格につきましても、先ほど申し上げました和牛と乳用種系列、この二つに分けて計算しているところでございます。

続きまして、資料6-5をあけていただきたいと思います。資料6-5の2ページをおあけいただきたいんですが、保証基準価格の試算でございます。保証基準価格の試算につきましては、先ほどの算定要領に基づきまして試算しております。

算定の主な要点といたしましては、各品種につきましては、飼料費は増加しましたが、労働費が減少しております、ほとんど増減がないということで、2ページのPwの下のイコールのところ、三つございますが、黒毛につきましては30万4000円、褐毛につきましては28万円、その他の肉専につきましては20万円となっているところでございます。

それと乳用種関係でございますが、乳用種につきましては11万円、交雑種につきまし

ては 17 万 5000 円ということになるわけでございます。この乳用種の数字につきましては、いろいろと議論ございまして、この算定要素につきましては見直すということになっております。これについて御説明申し上げたいと思っております。

その前に、合理化目標価格につきましては昨年と同じようなルールでやるわけですが、その場合には、資料 6 - 6 をおあげいただきたいんですが、資料 6 - 6 の 2 ページの試算結果でございますが、昨年と同様の水準になるということで、黒毛が 26 万 7000 円、褐毛が 24 万 6000 円、その他の肉専が 14 万 1000 円、乳用種が 8 万円、交雑種が 13 万 5000 円ということで、昨年と同水準という試算結果になるところでございます。

先ほど申し上げましたが、本審議会におきまして昨年、乳用子牛の保証基準価格につきましては種々問題点が指摘されたところでございまして、算定方式の見直しという御建議もいただきまして、昨年来、研究会を開きまして、種々議論してきたところでございます。

恐縮でございますが、資料 6 - 7 の乳用子牛に係る補給金制度の運用のあり方に関する研究会報告書をおあげいただきたいと思っております。これにつきましては以前も御説明いたしましたが、重要なことですので、おさらいの意味で、もう一回御説明申し上げたいと思っております。

報告書のページをめくっていただきまして、目次の次に開催の趣旨ということで、昨年 5 月 17 日から 10 月 21 日まで 6 回にわたりまして現地調査も含めて議論したところでございます。メンバーにつきましては、次のページ、別紙というところで委員の名簿が入っておりますが、このようなメンバーでいろいろと議論していただいたところでございます。

報告書の概要ということで、名簿の右のページに概要が書いてございますが、省略いたしまして、次のページをおあげいただきたいと思っております。補給金制度の問題点と算定方式の基本方向ということで、昨年の経緯もございまして、これをちょっと御説明したいと思っております。

まず算定方式の見直しの基本方向ということで、(1) にございますように、補給金制度につきましては経営安定対策として重要な役割を果たしてきたわけございまして、セーフティネットとして有効に機能したということになっているわけでございます。ただし、(2) にございますが、黒毛和種などの他品種と比べまして、この乳用種につきましては恒常的に相当の補助金が交付されておったと。さらに以下でございますが、一時的でございますが、子牛育成経営における原材料であるヌレ子の価格が、いわば製品である子牛の価格を上回るという通常では考えられない逆転現象が起こったという問題意識のもとに、

このような問題が生じた原因といたしましては、補給金制度発足後、規模拡大の進展によって育成経営の生産コストが非常に下がったわけですが、保証基準価格の水準がこの動きに十分連動していなくて、生産コストを上回る水準に設定されることが大きな要因ということが報告書の中で指摘されたところでございます。

そこで(3)に書いてございますが、算定方式を見直す必要があるということでございます。その際の留意点ということで、にございますが、本制度の趣旨に沿いまして、育成経営にとって再生産可能な水準を見きわめて、その水準が確保されるような見直しが必要ということ。それと、にございますように、育成経営における子牛の資質向上努力を阻害することなく、かつ、もと畜であるヌレ子の取引において子牛の需給状況が的確に反映されるといったこと。そして、にございますが、国民の理解が十分に得られる形での運用が実現されるというような基本的な視点に立って見直しを行うべきということが研究会でも報告されたところでございます。

次に、具体的な保証基準価格の算定でございまして、(4)に書いてございますように、保証基準価格の算定に当たりましては、いわゆる自由化前の昭和58年から平成元年の基準期間の肉用子牛の農家販売価格に生産コストの変化率を掛けまして、あと市場取引価格へ換算するという仕組みになっておりますが、研究会報告では、生産コストの変化率について、これが近年の規模拡大に伴う労働費の低減や、基準期間におけるもと畜費の変動を十分に反映していないといった問題点があるということが指摘されたところでございます。

これが詳しく書かれたものが、恐縮でございますが、ページが打ってございますが、18ページでございます。研究会報告の本文の18ページにございまして、その点について具体的にどうするかといったことが書かれておるわけでございます。

18ページの(10)のところでございます。生産費指数についてのことが書いてございます。この生産費指数につきましては、18ページの(10)で書いてあるんですが、お手元にお配りいたしました6-8という1枚紙をごらんいただきたいんですが、これを見ながら御説明申し上げたいと思います。

(10)に書いてございますが、乳用種の生産コストが大きく変化したのに対して生産費指数が非常に硬直的であるということで、1枚紙、6-8の二つ目の表をごらんいただきたいんですが、平成12年から平成16年までの生産費指数の推移でございます。0.77から0.76ぐらいということで、生産費指数の変動が非常に硬直的ではなかったかという問題が提起されてございます。特に、その見直しに当たりましては、生産費指数を構成す

る要素のうち、労働費と基準期間におけるもと畜費の推計方法が重要ではないかということが指摘されたところでございます。

労働費については、育成経営における大規模化が急激に進み、相当低減されているとは考えられますが、これまでの推計では、この低減が十分に反映されていなかったのではないかとということが言われております。

具体的にとということで、6 - 8の上の方に算式を載せております。Bの価格算定年度に見込まれる生産コスト、分子でございますが、これにつきましては直近7年間の農林水産省の生産費調査結果をもとにして推計しているわけでございますが、補給金制度加入者については、規模拡大がかなり進んでおりまして、とりわけ労働費については生産コストが相当低減しているということで、生産費調査をベースに実際の補給金制度加入者の規模拡大の状況も勘案して、規模拡大に伴う労働費の低減をより反映できるように推計方法を見直すべきではないかといったようなことが指摘されたところでございます。

また書きのところはもと畜費でございますが、これについては生産コストに占める割合が非常に高いわけございまして、さらに他の費目に比べますと、その変動の幅が非常に大きいということで、より適切に推計するよう留意する必要があるということであったんですが、これにつきましては、6 - 8の算式にございまして、基準期間の分母でございますが、もと畜費につきまして、基準期間における乳用種子牛の生産費調査結果がないといったようなことから、これについて問題点が指摘されまして、基準期間のヌレ子の農家販売価格の統計調査があるので、これを活用するといったようなことで行うべきということが示されたところでございます。

こうした報告書を踏まえまして、恐縮でございますが、6 - 8と6 - 9をごらんいただきながら説明申し上げたいと思います。

まず分母でございます基準期間の生産コスト14万9000円ということで、16年度まではこの数字を使って算定してきたわけでございます。6 - 9の左側のグラフを見ていただければ一目瞭然でございますが、1ページでございますが、生産費ということでグラフがかかれておりまして、基準期間の生産費の推計の結果ということで、現行14万9344円ということになっております。

その内訳といたしまして、もと畜費が6万3503円ということになっているわけでございますが、この生産費14万9344円はどのようにして出したかと申しますと、昭和58年から昭和63年までの間には乳用種子牛の生産費調査の結果を取っておりませんものでし

たから、上のグラフにございますが、平成元年から7年までの生産費調査の結果をもとに過去を遡って推計するというやり方で14万9344円を出したということになっておりまして、その中でもと畜費が6万3503円と算定したところでございます。

先ほど申し上げましたように、この点につきまして見直し方向ということで、上の方で四角に書いてございますが、基準期間には実現されましたヌレ子の農家販売価格が農業物価統計というもので昭和58年から平成元年までございますので、この実際の統計調査による価格に、これはヌレ子価格でございます。6-9のごらんいただいております右画の表の黒く塗ってあるところがヌレ子の農家販売価格でございますが、もと畜費というのは、実は導入経費といったような手数料、こういった諸経費もヌレ子価格に加えまして、もと畜費という概念がございますので、このもと畜費を出すためには、ヌレ子の農家販売価格に導入経費を上乗せして推計したらどうかというふうに考えているところでございまして、平成元年から平成7年までの生産費調査結果のもと畜費とヌレ子の農家販売価格との差から、この導入経費を出してみたらどうかというふうに考えてございます。

具体的には、2ページをおあげいただきたいと思っております。2ページの右側に、ヌレ子の農家販売価格というものがございまして、もと畜費ということで生産費調査の中に平成元年から平成7年まで、もと畜費とヌレ子販売価格との関係がございまして、この差が導入経費ということになりまして、これの数字がございまして、この数字から、2ページの左側に書いてございますが、この両者の関係から一次回帰式を作成いたしまして、「もと畜費 = ヌレ子農家販売価格 × 1.046 + 5838」という回帰式をつくりまして、1ページの点線にかかっております導入経費を求めるということを考えているわけでございます。

なお、ここにお示ししてございます数字につきましては公表された数字でございまして、この数字を個別データをもとに、異常なものは排除する、いわばより平均的にみる方法により補正を加えて計算しますものですから、上にございます表から、そのものを使った場合には、このような回帰式にはなりませんので、この点についてはあらかじめお断り申し上げたいと思っております。

今申し上げましたように、平成元年から平成7年までのヌレ子価格ともと畜費との関係の回帰式をつくりまして、この関係式に問題となっております基準期間である昭和58年2月から平成2年1月と、ここまでに形成された実際のヌレ子の農家販売価格を入れまして、そこから基準期間のもと畜費を計算するというところで今回、対応したらどうかというふうに考えているところでございます。

先ほどの算定方式の中の6 - 5をおあけいただきたいんですが、資料6 - 5に、この関係が入っております。具体的に申し上げますと、資料6 - 5の19ページをごらんいただきたいと思います。

資料6 - 5の19ページでございまして、ここに乳雄の基準期間の分母となります q_0 、 p_0 の部分が入って、19ページの右側の欄、 q_0 、 p_0 の欄がございまして、その下から4番目にもと畜費というのがございまして、ここに先ほどの回帰式で求めましたもと畜費というのが8万662円ということで、従来、6万3503円がございましたもと畜費が8万662円ということになります。したがって、基準期間の生産費につきましては、一番下にございまして、16万6503円というような変更になるということでございます。

その次、3ページをおあけいただきたいと思います。労働費でございます。資料6 - 8の分子でございます生産コストBのところでございます。これにつきまして、労働費につきまして、規模拡大について現実にあった加入者補給金制度に加入された方の数字を使うべきという研究会の報告を受けまして、この見直しを行うということで、具体的なイメージとして、ごらんいただいております資料6 - 9の3ページでございます。

左側が現行でございます。生産費調査におきましては、真ん中にございますように、5頭から19頭、20頭から49頭、50頭から99頭、100頭から199頭、200頭以上ということで、それぞれに対応する労働費ということで、2万138円から1万3570円ということで労働費が出ております。

従来ですと、この労働費をもとにいたしまして、下の生産費調査上の規模別頭数割合ということで、5頭から19頭の方は全体の飼養頭数のうちの3%、20頭から49頭の方が7%ということで、200頭以上の方が52%という比率でございますので、上にございます2万138円ということで、5頭から19頭層の労働費の2万138円にこの下の3%、あるいは1万3570円に7%というようなことで掛け合わせまして、加重平均いたしまして労働費を出していたわけでございますが、研究会報告によりますと、3ページの右側をごらんいただきたいんですが、実際に補給金制度に加入されている方の頭数割合は、3ページの一番下の右側のグラフをごらんいただきたいんですが、5頭から19頭層が1%、20頭から49頭というのが4%、50頭から99頭が8%ということで、400頭以上が57%ということになっているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今度は私どもといたしましては、一つとしましては、左

側の真ん中の表には 200 頭以上層は一括して 1 万 3570 円ということになっておるわけですが、200 頭から 399 頭層の労働費、そして 400 頭以上の労働費が生産費調査の個別表から出てくるものでございますから、新しくここに 1 万 7934 円あるいは 9035 円というようなことで、階層がさらに詳細なるものを労働費として新しくつけ加えまして、それぞれの下に書いてございますパーセンテージ、1%、4%、8%、11%、19%、57%と書いてございますが、それぞれの率を掛けまして加重平均いたしまして労働費を算定するというようなことで、できるだけ補給金制度の加入されている方の飼養規模の頭数割合、実態にあわせた労働費を算定していくというやり方で対応したいと考えているところでございます。

これにつきましてお断り申し上げたいのは、この労働費につきまして、それぞれの階層で平成 16 年の畜産物生産費調査ということで数字が出ておりますが、ここには公表された労働費でございまして、いわば異常値と申しますか効率的な経営を行っていない農家のデータも入ってきているものでございますから、必ずしもこの数字と下のパーセンテージを掛け合わせまして加重平均いたしましても適当ではないということで、平均からみると余りにも離れたものにつきましては、補正するというところで労働費を算定するというところで考えているところでございます。

この結果、分子につきまして、労働費につきましては、恐縮でございますが、資料 6 - 5 の 19 ページをおあけいただきたいんですが、資料 6 - 5 の 19 ページの一番右側の q 1 p 1 ということで、価格算定年度に見込まれる生産コストということで、q 1 p 1 でございますが、一番上の方に労働費につきましては、こうした方式でありますと、9772 円ということになるわけでございます。あとえさ代でありますとか、その他の経費といったものも推計いたしますと、生産費につきましては、一番下でございますが、10 万 9765 円になるわけでございます。

そうしますと、この q 0 p 0 分の q 1 p 1 ということで変化率が出てくるわけですが、この変化率につきましては、恐縮でございますが、7 ページをごらんいただきたいんですが、今申し上げました q 1 p 1 を q 0 p 0 で割りますと、7 ページにございますように、この変化率につきましては、乳用種につきましては 0.659 といった結果になるわけでございます。

先ほど申し上げました変化率につきまして、従来、0.76 あるいは 0.75 といったところでとまっておった変化率が 0.659 ということに相成るわけでございます。こうした結

果、先ほど申しあげました求められる保証基準価格につきましては、ちょうど 11 万円ということになるわけでございます。

今申しあげましたように、新しい算定方式で行うということで今回、分母につきましては、今後、我々といたしましては、従来の 14 万 9000 円に代えて、先ほど求めました 16 万 6503 円、これが分母になるというようなルールで算定を行っていくということでございます。

それと、労働費につきましては、先ほど申しあげましたように、階層区分というものをもう一つ作りまして、あとは補給金制度加入者の規模別頭数割合の割合を使用して数字を置きかえていくということで、算定方式そのものについては従来と考え方は同じでございますが、それに当てはめます数字につきましては、今申しあげましたような実態あるいは明らかになっている統計資料を活用して算定して数字を出していくというやり方に代えていきたいと考えているところでございまして、またいろいろと御意見を賜りたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

要求資料説明

生源寺部会長 以上で事務局からの説明が一応終わったわけでございますが、本日の部会の開催に際しまして、事前に中山委員から御要求のありました酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針案の概要、それから、国産チーズをめぐる情勢につきまして、畜産総合推進室長、また牛乳乳製品課長より御説明をお願いいたしたいと思っております。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。私の方から、酪肉近代化基本方針の概要、特に生乳関係の需要あるいは生産数量の目標の見通しを中心に御説明させていただきたいと思っております。

本日の配付資料、大部でございますけれども、一番下の冊子の次の一番下に関係の資料をお配りさせていただいております。右肩に「中山委員要求資料」と書いてある資料でございます。表題が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（案）の概要」ということでございます。

この酪肉近代化方針につきましては、食料・農業・農村基本計画とあわせて見直しを行

うということで、これまで 11 回の審議を畜産企画部会をお願いしてきておりまして、そのうち最も直近の 3 月 1 日に行われた畜産企画部会の資料から抜粋をさせていただいております。

1 ページ目の説明に入ります前に、順序、逆になりますが、3 ページをお開きいただきたいと思います。これも 3 月 9 日に食料・農業・農村政策審議会で答申がなされました食料・農業・農村基本計画案の抜粋でございます。今月下旬にも閣議決定されるという運びで進められているものでございます。

前提といたしまして、基本計画の第 2 というところで食料自給率の目標を掲げてございます。この食料自給率目標では、(1)として、望ましい食料消費の姿ということで、平成 27 年度における望ましい食料消費の姿が掲げてございます。望ましい食料消費と申しますのは、PFC バランスの回復といったものを前提とした場合に、各食料品について、どの程度消費するのが望ましいかということ掲げたものでございます。

この中で牛乳・乳製品につきましては不足しがちなカルシウムの供給源ということで、適切な摂取が必要ということで、牛乳・乳製品ともに、15 年度から 27 年度にかけて、飲用、乳製品向け、いずれも微増ということで見込んでおります。それで、1 人当たりの需要量でございますが、国産、輸入双方を含む数字でございます。

(2)で生産努力目標。これは国産の生乳生産の目標でございます。平成 15 年度は 840 万トン、これを平成 27 年度に 928 万トンにしていくと。この結果、(3)にございますように、牛乳・乳製品の品目別自給率は、重量ベースでございますが、15 年度 69% から 27 年度 75% に上げていこうという目標を立てているわけでございます。

なお、参考までに一番下に第 11 表とございますが、総合食料自給率目標としては、カロリーベース、15 年度 40% の自給率を 27 年度 45% に向上させるということで目標が立てられているわけでございます。

こういった基本計画の目標と整合性を図る形で酪肉近代化基本方針、1 ページにお戻りいただきまして、各種見通しあるいは目標を掲げさせていただいております。

第 2、生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標という欄におきます、その下の 2 のところですが、生乳の地域別需要の長期見通しということでございます。

記述でございますが、「生乳需要の長期見通しについては」、ただいま御説明しました

基本計画における望ましい食料消費の姿を踏まえて、「飲用向け需要量は人口減少、少子化、他飲料との競合があるものの、健康志向を背景に、おおむね横ばいで推移するものと見込み、乳製品向け需要量は本物志向、高級志向を背景にチーズ、液状乳製品等を中心に増加傾向で推移するものと見込み、設定する」ということとさせていただきます。

その下に表がございます。飲用向け需要量につきましては、現状 496 万トンから 27 年度 498 万トン、プラス 2 万トン微増と見込んでおります。それから、乳製品向け需要量でございますけれども、現状 336 万トンを 419 万トンと。需要量合計でございますが、国産生乳の需要内訳でございますので、国産生乳の需要は合計 840 万トン。これが先ほどの生産努力目標の 928 万トンになるということで、特にチーズ、液状乳製品を中心とした乳製品向け需給量、国産生乳の需要としては、ここが伸びるという見通しを立てているわけでございます。

その下、3番、生乳の生産数量の目標でございます。記述でございますが、「生乳については、需要についてゆるやかな増加が見込まれる中で、新規就農の促進等による担い手の育成・確保、乳牛の能力向上や飼養管理技術の高度化等を通じた低コスト化、支援組織の活用による省力化を通じて経営体質を強化することにより、国内生産の増大を図ることが課題」ということで、生乳生産の目標については、こうした課題を解決された場合に実現可能な目標として、先ほど自給率のところでも出ました 840 万トンを 928 万トンに向上させていくという見通しを立てておるところでございます。

2 ページをおめぐりいただきまして、酪肉近代化基本方針の第 4、集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉流通の合理化に関する基本的事項の中の抜粋でございます。1 の(3)のところは、消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要拡大ということとさせていただきます。

これまでの説明にも出てまいりましたが、 に書いてございますように、「飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳は鮮度が重視されるため、国産品の輸入品との競合度合いが小さく、また、国際価格と国内価格の差が比較的小さいチーズは、国産品が輸入品と価格面で競争しうる余地がある。こうしたことを踏まえ、国際化の進展に対応しうる国産生乳の需要構造を確立するため、牛乳・乳製品の製造コストの低減を図りつつ、上記の乳製品の需要拡大を推進する」ということで、ここに記載してあるような乳製品の需要拡大を重点的に取り組むということとさせていただきます。

それから、 にございますけれども、「具体的には」ということで、「飲用牛乳につい

ては、消費者の健康志向に対応して、需要の伸び悩んでいる年齢層に着目した牛乳のカルシウム源としての効用のPRや新たな機能面に着目した栄養医学的研究を推進する。液状乳製品、チーズ、発酵乳については、消費者の嗜好等を反映して今後とも需要の伸びが見込まれることから、これらに仕向けられる生乳の供給拡大を推進する」ということで、今後の需要拡大の方向性を酪肉近代化基本方針でお示しをいただくという方向で検討しているという状況でございます。

私の方からは以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、牛乳乳製品課長からお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 中山委員から御要望ございました国産チーズをめぐる情勢を御説明申し上げます。

資料の1ページをおあけいただけますでしょうか。チーズの消費動向という表題がございます。この左側のグラフは、我が国の国民1人当たりのチーズ年間消費量の推移でございます。ごらんいただきますとわかりますように、右肩上がりで大変好調に消費が伸びてきている状況でございます。右の表にございますように、年間消費量は現在1人当たり1.8キロとなっております。この消費量が伸びてきましたのは、上にもございますように、食生活の多様化が大変大きく影響しているのではないかと見ております。

ただ、この消費量の絶対値を見ますと、右側の表にございますように、欧米諸国、特にヨーロッパ諸国と比べまして、まだまだ日本の1人当たり消費量は少ないということで、今後、食生活の変化等ともあわせまして、消費の伸びが期待できる品目ではないかというふうに私どもは見ているところでございます。

次のページをおあけいただけますでしょうか。そういった消費の伸びの中で、チーズの国内生産、輸入がどういう形で推移したかというものを、このページで整理してございます。ごらんいただきますとわかりますように、このグラフは、指数化したものでございますけれども、輸入も国内生産も伸びているわけでございますけれども、国内生産につきましては、国内の乳業の状況、乳業工場の製造能力等もございまして一定の制約があり、消費の伸びを主として輸入の増加といったもので賄っているという状況がおわかりいただけるのではないかと考えております。

続きまして、3ページでございます。輸入チーズと国産チーズの割合と、またチーズが国内の生乳供給量の中でこういった位置にあるかといったものを示したのがこの図でござ

います。帯グラフにございますように、生乳換算で年間の総供給量は約 1200 万トンでございます。このうち国産が 840 万トン、輸入が 400 万トン弱でございます。円グラフの上にひげのようになってございますように、輸入については約 400 万トンの輸入のうち、250 万トン強がチーズという形で輸入されている。総輸入量の約 7 割がチーズで占められている状況でございます。

他方、国内生産の方でございますけれども、その他乳製品という下にございますが、プロセスチーズ、原料用チーズ、直接消費用のチーズと 2 種類あり、合計で約 30 万トンの供給になってございます。これをチーズのみに着目しまして国産と輸入の構成比を分けたのが、その下の円グラフでございます。ごらんいただきますように、国産の割合は 1 割強という状況になっているわけでございます。

続きまして、チーズの関税水準と内外価格差につきまして、4 ページ目で整理してございます。これは脱脂粉乳・バターと比較してございますが、御案内のとおり、脱脂粉乳・バターにつきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の下での関税化品目でございます。比較的高い二次関税が課されてございます。従価税換算しますと、脱脂粉乳が 200% 強、バターが 500% 弱でございます。そういった高関税の中で国産の脱脂粉乳・バターは保護されているわけでございますが、表の一番右端にございますように、こういった品目の輸入価格と国産価格の比率が脱脂粉乳については 2.8 倍、バターについては 4.3 倍という状況でございます。

他方、ナチュラルチーズにつきましては、一番下にございますように、従前から自由化品目でございます。関税率も 29.8% と比較的低い水準になってございます。国産と輸入品の価格差も脱脂粉乳・バターと比較しまして小さくなってございまして、現在の試算では約 1.6 倍という状況にあるわけでございます。

次のページが直接チーズとは関連しないデータでございますけれども、最近、大きな課題になっております脱脂粉乳の需給状況を示したグラフでございます。2 本、棒グラフがございまして、左側が供給量、右側が需要量でございます。平成 11 年の段階では供給需要がおおむね均衡しておりましたが、それ以降連年、供給量が需給量を上回りまして在庫が積み上がっているという状況でございます。こうした中で、脱脂粉乳について構造的な需給ギャップがあるということで、それに代わる生乳の仕向先としてチーズが有望ではないかと考えている次第でございます。

最後に、国内消費の 1 割強を生産してございます国産チーズの生産の状況、どうい

ころで生産されているかといったものでございます。国内産のチーズ、約 30 万トン強が生乳ベースで生産されておりますが、その 90%以上が北海道でございます。具体的には、ここでございますように、十勝地域、根室地域に主要乳業メーカーの大きな工場がございまして、ここで多様なチーズが生産されているという状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

質 疑 応 答

生源寺部会長 冒頭、午前中、12時10分ぐらいまで会議を続けたいと申し上げました。まだ若干時間があるようでございますので、諮問の事項に関連いたしまして、委員の皆様から御意見あるいは御質問等をいただければと思います。

岸委員、どうぞ。

岸委員 一つ資料要求の追加をお願いしたいんですが。

けさのある新聞を見ますと、きのうの政府・自民党の折衝というんでしょうか、きょうの諮問の内容が決まったということが書いております。事前に決まっているということの是非については昔からいろいろ議論がありまして、そのことについてどうこう言うつもりはないんですけれども、その中でチーズとか畜産廃棄物の処理について新しい施策が盛り込まれているようであります。

そのことについて、きょうの諮問の中身と直接関係がないから出されなかったのかも申しませんが、午後で結構ですから、きちんとした御説明をいただけませんか。特にチーズの問題なんかはぜひ知りたいと思うんです。それが資料要求です。

ついでに質問を一つしていいですか。

生源寺部会長 どうぞ。

岸委員 最後のところのチーズなんですけれども、1ページのグラフの読み方なんです。1人当たりのチーズの年間消費量、これを意地悪く読みますと、この4年間は横ばいになっているんじゃないかというふうに読めなくもないんじゃないかという気がするんです。

これは日本人の食生活と非常にかかわることです。例えば私なんか家内に毎日食べると言っているんですけれども、彼女はなかなか食べられないということがあったりして、

ご飯を食べてチーズって何か変だということをやったりするんです。

専門家の足立先生がいらっしゃいますけど、どうですか。これはまだ横ばいと読まなくてよろしいのでしょうか。つまり、まだまだこれから伸びるというふうに思っているのかどうか、その辺どうでしょうか。このグラフを見ながら、お聞きしたいなというふうに思ったんです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。あるいは資料要求ということでも結構でございます。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 勉強になりました。

特に労働費のところの調整が、規模を拡大することのメリットを生かすように価格づけができていますので、農家の方々のやる意欲というか、そういうものをうまく引き上げてあげる価格設定ということが望ましいと思います。

それで質問が二つございます。一つは6 - 8という資料で保証基準価格の算定のところなんですけれども、資料6 - 8の1ページの紙でございしますが、最後に定数項の3239円というのがございます。これは先ほど御説明がなかったんですけれども、ほかのところでは回帰分析をして、その定数項だということだったんですけれども、ここがどういう形で決まるのかを教えてください。

もう一つは、私も専門じゃないんですけど、チーズの需要を喚起するためには、先ほどの御質問と同じなんですけれども、どういうことをすれば日本でいいのか、そして、日本のチーズのクオリティといたしますか、質は欧米と比べて高いものであるのかどうか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

今の点で、この段階でお答えいただけることがあれば、役所の方から御答弁いただきたいと思います。

松島課長、どうぞ。

松島牛乳乳製品課長 岸委員と吉野委員から御質問がございました。チーズの需要をどう見るかということでございます。

まず、1人当たりの年間消費量につきましては、12年度以降、確かに横ばいというこ

とでございます。チーズについては、日本の食生活におきまして比較的新しい食品ということございまして、どこまで見込めるかということは具体的、定量的に申し上げがたいところがございます。

例えば13年は明らかに減少してございます。これは何かといいますと、13年は乳業メーカーの食品事故がございまして、その乳業メーカーがチーズの最大シェアを持っていたということもございました。そういうこともあって、ここに1年だけ異常値が出ているということでございます。

したがって、この部分だけを見て全体の消費量が今後見込めないのではないかとということではないのではないかと思います。右の表にございますように、西欧諸国との比較を書いてございますが、全体の消費量も伸びる可能性が高いと私どもは見ているということでございます。

もう一点は、先ほど全消費量のうち9割弱が輸入品であるということを御説明しました。先ほどの資料の中にもございましたように、チーズについて、国産と輸入品の価格差が小さくなってございます。最近では、例えばEUの輸出補助金の削減でございまして、東南アジア諸国におけますチーズ消費の上昇といったこともありまして、チーズの国際価格は高くなってございます。そういった中で、国産品と輸入品の価格差が、今後はさらに縮まっていくのではないかなというふうに見てございます。

したがって、仮に1人当たり消費量の伸びを固定して考えたとしても、輸入品と国産品の割合について、今後、国産品の比重が高まっていく可能性があるというふうに見ております。

そういった2点から、今回の需給問題の解決策の一つとしまして、チーズの消費拡大と国産チーズの増産といったものを打ち出しているという状況でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 質問ではなくて、今、名前が出ましたので少し意見を申し上げてよろしいですか。

食べ物の価値というか、それを見ていくときには、原料が同じだから同じというのではなくて、食事の中での位置づけというか、役割とか、選択するときの動機だとか、そうし

たことによって私たち人間と食べ物との関係は大分違うわけですね。

そうすると、日本人にとって、日本人の育ててきた食事文化または食文化の中で、チーズというのは、食事の中のおかずの一部というよりは、むしろ間食だとか一部の料理の前菜的な役割とか、そうした形の中で位置関係がほかのおかずとは違っていています。

そうしますと、さっき岸先生おっしゃられたように、どんどん消費量が上がっていくようなタイプの食物としてとらえていいかどうかという議論が一つ必要のような気がします。

そういう意味からすれば、この論点は違っちゃうかもしれませんが、いろいろな栄養面だとか健康面のニーズの中で、牛乳とか、それに関連したものの摂取量をもっとふやしていこうという中で、チーズにそれを期待していいかというのは、今の話に戻すと、食事の中での位置づけが若干特殊なことで、外国からの輸入品の場合にはどこ産のどういうチーズかということかなり嗜好的な側面が強くて、そうした方向で多様化してチーズの摂取量が上がってきているという現状の中で、難しい議論かなと思って伺いました。

済みません。何の役にも立たないかもしれませんが、言いたいことは、食事の中の役割というのが材料では説明し切れない側面を持っていることについてです。

ありがとうございました。

生源寺部会長 ありがとうございました。

先ほどの吉野委員の御質問の需要拡大という点について、何か役所の方からございますか。先ほど一部、それに関連するお答えが松島課長からございましたけれども、よろしいでしょうか。

もし、後ほどあれば、お願いいたしたいと思います。

清家課長、どうぞ。

清家畜産企画課長 先ほど岸委員からお話あった資料要求に関連しまして、チーズ対策ですとか、家畜排せつ、環境対策ですとか、我々、審議会に諮問するに当たって、関連対策として、行政としての構想といいますか、そういうものは今の段階でそれなりのものはありますから、事業サインまで詰めているものではありませんけれども、可能な限りのものを後ほどお示ししたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございました。

佐藤食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 先ほど吉野委員からお話のございました乳雄の6 - 8の係数の関係でございます。恐縮でございますが、資料6 - 8と資料6 - 4の1ページをごらんいただ

きたいんですが、資料が非常に多くて恐縮でございます。

資料6 - 4の1ページに算式が書いてあるわけでございます。イメージがわくようにというつもりで6 - 8をつくらせていただいたわけですが、ここでございますように、 p 、 I が分母といいますか、6 - 8のA分のBがIになるわけでございますが、それに先ほど吉野委員からお話ございましたように、1ページのmとkのところの注に書いてございますが、いわゆる指定肉用子牛、乳用種の市場取引価格に対する乳子牛農家販売価格の回帰関係から求めた係数、市場取引換算係数と呼んでいるわけですが、それと定数ということで、6 - 8の「1.039」、「3239」というのは、この回帰式の数字でございますが、農家が庭先で売って市場に出していくものですから、その際、いろいろと市場手数料なり輸送費がかかるということで、そういったものを農家販売価格から出すための回帰式ということで、具体的なものはこの1.039と3239円と、こういう趣旨でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

もしなければ、当初予定いたしておりました12時10分に近づいてまいりましたので、このあたりで一たん休憩といいますか、昼食の時間を取りたいと思います。午後は1時30分から再開したいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、団体の皆さんから委員の皆さんに要請を申し上げたいということでございます。この休憩時間中に1階の第3、第4会議室でこの要請を受けることとしておりますので、差し支えのある方はやむを得ませんが、皆様方には、これからすぐにそちらの方に御足労願えればと思います。なお、この要請行動に要する時間はおよそ30分程度と伺っております。

それでは、一たん休憩にさせていただきます。どうもありがとうございました。

清家畜産企画課長 事務局から一つ御連絡でございます。1階奥の会議室のA・Bというところ、1階に階段をおりて右手、奥の方でございますが、そちらの方に昼食を御用意しておりますので、団体要請の後で昼食をお取りいただきたいと思います。よろしく願いします。

午後0時10分休憩

午後 1 時 30 分再開

生源寺部会長 部会を再開いたしたいと思います。

諮問事項に関連して皆さんから御質疑をいただきたいと思いますが、その前に、休みの時間の間に岸委員から御要求のございました点につきましての資料が配付されておりますので、この点について役所から御説明をいただきたいと思います。

松島牛乳乳製品課長 お手元に岸委員から御要望がございましたチーズ対策の見直しに関する資料が配付されてございます。1 ページめくっていただきまして、三つの長方形の箱がある資料を御説明いたします。

まず経緯からお話ししないといけないと思うんですけども、チーズにつきましては、昭和 61 年以前、加工原料乳補給金制度の対象でございました。62 年に国内の生乳が過剰基調になる中で、当時は加工原料乳補給金制度は保証価格と基準取引価格という行政価格が決められておりまして、この枠の中ではチーズの増産がなかなかできないため、この枠を外して他の加工原料乳よりも安い価格で供給することによってチーズ向けの生乳供給量をふやそうということを生産者団体も含めて決断いたしまして、昭和 62 年以降、補給金の対象から外したという経緯がございます。

そこで、対象から外した際に、チーズ向けの生乳価格が他の加工原料乳よりも安いものですから、奨励金制度を設けてございます。それが一番左にあります箱のところでございます。吹き出しにございますように、昭和 62 年以降、事業を実施しております。

現在、16 年度でどういう状況になっているかと申しますと、平成 12 年までの取引実績に対してはキログラム当たり 2.9 円、それを上回るものについてはキログラム当たり 5.9 円と、2 段階の奨励金水準を設定いたしまして、生産者の拡大意欲を高めるという政策になってございます。

17 年度は、現行の仕組みのままでまいりますと、それぞれ単価が 2.9 円が 2.3 円、5.9 円が 5.2 円ということになっておりました。現在検討しておりますのが、最近の需給緩和の解消策の大きな柱といたしまして、チーズ向けの生乳を拡大するというので、よりインセンティブを高めていこうということで、一番右端の柱のような仕組みにしたいと検討しております。

内容は、奨励金制度が発足する以前のチーズの需要については定着した需要と考えておりまして、それについては助成対象から、基準数量を設けて除外する。数量は 20 万トンでございますが、除外した上で、この 20 万トンを超える部分については、加工原料乳補

給金並みのキログラム当たり 10 円の奨励金を交付する。さらに、それに加えて、当該年度、ふやしたものについてはキログラム当たり 12 円の奨励金を交付する。ここでも 2 段階の奨励金水準を設けることによりまして、より一層生産者の拡大意欲を促していこうと考えてございます。このことによってチーズ向けの乳価が他の乳価よりも低いといったものの不利性を一定程度補てんしていきたいと考えてございます。

それから、2 点目でございます。表題が乳業再編整備等対策事業でございます。この事業はウルグアイ・ラウンド農業交渉が決着した際に、我が国の乳業工場の再編を促しまして、生産性を上げ、国際化に対応し得る生産コストを実現するということで発足した事業でございます。現在の事業の仕組みは、乳製品工場について、3 工場以上を廃止した場合に 1 工場を設立する際に政府が助成するという仕組みになってございます。

しかしながら、北海道の地図が出ておりますけれども、北海道におきますチーズ工場の配置を考えますと、根室と十勝地区にそれぞれ 2 ないし 3 の工場がございますが、この地区を超えて再編するというのは非常に難しい。そういった実態を踏まえまして、チーズ工場に限って、また生産能力を拡大する場合を要件といたしまして、3 工場の廃止というものの要件を 2 工場に緩和するといったことで現在、チーズの生産量が乳業工場の生産能力といったものが障害になって大幅に拡大できないといった状況を改善していきたいと考えている次第でございます。

また、左下に各工場の概要という表がございますが、ごらんいただきますように、それぞれ創業年度も相当古くございまして、ここで近代的な、かつ大規模な工場の再編を促しまして、より生産性の高いチーズ生産に向かっていただきたいということでございます。

チーズの消費拡大について、先ほどの答弁が舌足らずでございましたので、改めてお話ししたいと思います。

まず、輸入も含めたチーズの消費量そのものについて、どうやって拡大していくかということですが、チーズが日本の食生活に比較的新しいものだということもございますので、現在も行っていますけれども、チーズを含んだ乳製品を活用した料理の普及啓発、またはコンテストみたいなこともやっております。

さらに、チーズに限らず他の乳製品も同様でございますけれども、最近の牛乳・乳製品の消費の停滞がございまして、他方、飲料についても、皆さんの前に茶系の飲料が出ておりますけれども、消費者の健康志向に訴える食品が最近、消費を伸ばしている。

牛乳や乳製品につきましては、カルシウムといったものが消費者に対する訴求効果が高

いのではないかと考えてございます。特にカルシウムの摂取量、最近、厚生労働省が摂取基準を引き上げましたけれども、中学校卒業後の年齢において摂取量が摂取基準を大幅に下回っているという状況になってございます。年齢が上がっていきますと、骨粗鬆症とかさまざまな健康的な障害も及ぼすといったことも踏まえまして、カルシウム摂取の重要性を訴える形で、チーズも含んだ乳製品の消費拡大を図っていききたい。

チーズについては、10キロの生乳から1キロのチーズが生産されます。そういう面では、栄養成分の濃いといえますか、量的に多くのを摂取しやすい食品でございまして、そういったことを通じて消費拡大を図っていききたいと思っております。

また、先ほどお話ししました輸入と国産との比率に着目し、国産品で輸入品のシェアを回復していこうと、獲得していこうということにつきましては、先ほどお話ししましたように、チーズの内外価格差は非常に接近してございますので、輸入品に対抗し得るような価格で生乳を安定的に供給して、価格面でも国産品が輸入品に対抗できるような形にしていけば、現在の消費量の中でも十分国産チーズの消費を拡大していけるのではないかと考えているということでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野室長、お願いします。

大野畜産環境対策室長 同じ資料の3ページ目に基づきまして、先ほど岸委員から御質問がございました排せつ物処理の対策について、今考えておりますことを御説明させていただきます。

左の方に現状と課題というふうでございますが、前回の部会の場で、畜産環境をめぐります状況について御説明させていただきました。その中で、昨年11月1日に完全施行されました家畜排せつ物法の管理基準の適用状況について、12月1日時点で調査させていただいたところ、管理基準適用対象農家6万3000戸のうち99.4%の方が対応済みであったというふうに御報告申し上げます。

あわせて、99.4%の方が対応しておられるんですが、8800戸の方は防水シートなどを利用しました簡易対応で法に適合しているということです。この中には、将来的に施設整備の意向を持ちつつも、とりあえず法に適合するためということで、緊急避難的な対応をされた農家の方もおられるという御説明をさせていただきました。

調査いたしましたところ、緊急避難的に簡易対応を行って、共同利用施設で整備したい

という方も結構おられるんですが、リースを使いたいなという御意向の方が約 3000 戸おられるということでございましたので、この 3000 戸について、どうするかということを考えておるわけでございます。

そもそも補助つきリース事業、いつも申し上げておりますけれども、野積み、素掘りを解消するために、特例的に個人的な施設整備に支援するという対策なものですから、16 年度を超えて、これを引き続きやるということは難しい面あるわけでございますが、3000 戸については、要望に対応していくのが適当ではないかということで、ここに書いてございますように、事業期間を 3 年と限定した上で、この 3000 戸につきまして、計画的な施設整備を推進していきたいと考えております。それに要する経費は 122 億円ぐらいであろうと考えているところでございます。

あわせて、この施設整備、リース事業の継続とあわせて、前回、今委員から技術的な相談をできる人がいないという御意見もございましたので、そういった専門家の養成でございませうとか、JA を中心にして、農業団体を中心にしまして、地域ぐるみでたい肥の利活用のための取り組みをやられる、例えばペレット化ですとか、集中的な成分の分析ですとか、そういった取り組みをやり、成果を全国的に普及していく。そういった取り組みに支援していく手立ても講じていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、いかがでございませうか。よろしゅうございませうか。

岸委員 ありがとうございます。結構でございます。

生源寺部会長 それでは、諮問事項に関連いたしまして、いろいろ御意見等をいただければと思います。どなたからでも結構でございます。

江藤委員、どうぞ。

江藤委員 三つほどお願いなり、見解を聞かせていただきたいと思っております。

一つは脱粉の問題であります。先ほど課長からお話もありましたように、たまりたまって 8 万トン、もう 10 万トン近くになると思うんです。新年度 4 月から、さらに若干上積みになっていくんじゃないかなというふうに一つは心配をしております。

昨年、私の方から、全く違ったことの中での消費をということで、パンやらうどんやらお菓子やらというような話もしたと思っておりますが、その中でうどんとかみそとかいうような一部商品開発もされまして、試食のところまで来ているというふうに思っております。

ます。

消費者の皆さんがそういう形で消費ができるような商品開発を農水の方も力を入れてもらっておりますので、さらにそういうものについても力強く指導をしていただくと同時に、PRもぜひお願いをしたいと思っております。

そこで、今後、今のような消費で脱粉の消費ができるのかどうかということの意見であります。

一つはチーズの問題であります。先ほど課長からも話がありましたように、この表から見ましても、他の国から見まして、日本の場合、消費量は問題にならないぐらいの消費量でありますので、今後、消費についても、先ほどお話を聞かせていただくと、ある程度飲んでいくような素地をつくっていくということでもありますので、一つは安心をしたところでもあります。つくれば売れるんじゃないかということだけじゃなくて、PRも率先してやっていこうというふうに役所の方も言ってもらっておりますので、ぜひひとつこれは進めていっていただきたい。

もう一つは、たい肥の野積みの問題も出ていたんですが、私の方は、これだけ国際化が進んで、牛乳の価格も、あるいは乳製品の価格も徐々に国際価格に近づいていくと思っております。そこで、農水の行政の立場で、生産者の方も、メーカーの方も、お互いに関係がありますが、生消販で流通コストをずっと下げていくように、農水の方はその旗頭を上げてはもらっております。私どももコストを下げるためには、今言ったように、流通のところをもう少し研究して、むだなところのないようにということで常々聞いておりますが、これもひとつ継続をして指導をしていただけるのかどうかということでもあります。

もう一つ、チーズの問題であります。先ほど食事のときに中山委員から話を聞きますと、工場のキャパがないのではないかとということで、先ほど課長からも話がありましたが、何とかできるだけ早い機会に、生産の規模拡大をある程度していかないと製造ができません。それで消費消費と言っても、製造がきちりできることによって消費もそれに追いついていくような形が取れば、我々生産者としては非常にいいなと思っておりますので、このことについても、ひとつ農政局の方で御指導をお願いしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

何人かの方から御発言いただいた後でお答えいただければと思います。

寺内委員、どうぞ。

寺内委員 私は畜産の方の流通関係に所属している者ですけれども、BSEが発生して以来、我々業界も大変厳しい数年を過ごしてきました。取引金額では、どうかこうにか前の水準まで来ましたが、頭数的には、生産頭数が減っておりますので、扱う頭数も減っております。その他、トレーサビリティだとか、と殺に関しては危険部位の除去だとか、そういうものの係り増し経費というのが大変かかって、と殺を担当している業界では厳しい状況です。

そんなことを含めまして、我々が今後、国に畜産業界として要望したいことは、国内の食肉生産の振興について真剣に取り組んでいただいておりますけれども、このように米国産の牛肉が輸入ストップしている現状におきましては、食肉の枝肉価格も上がっているのと同時に、子牛の価格が上がっています。私どもが生産地に行きますと、子牛の価格が和牛の場合は50万円以上しているんだよと、アメリカ産の牛肉が輸入が許可されて入ってきた場合、今の枝肉価格が下がるのではないかと、とても不安で子牛の導入もままならないということを生産地の方々からは言われております。そういうことで、枝肉価格の下落がある程度あるだろうということを予測した形での処置を今から考えておいていただきたいということをお願いしたいと思います。

また、子牛価格の高騰の背景には、年間に大体140万頭の子牛が生産されているのですけれども、子牛の生産が年々減っているという傾向がありますので、子牛の生産を拡大するためには、何か新しい方策を考えていただきたい。

私は東京食肉市場の社長をやっていますが、現在、東京食肉市場で、家畜改良センターが、と殺した牛の卵子を取り体外受精卵を生産しております。ここに資料ありますけれども、年間で1万5000個ぐらいの体外受精卵を生産しております。そのうち1万1000個強ぐらいは販売しておりますけれども、在庫数も2万個ぐらい残っていますというような話でした。

ただ、体外受精卵の場合ですね、受胎率は平成15年度で41.6%なんですね。一番高い体外受精卵だと4万円ぐらいするわけですよ。41%とすると、2回つけても、まだ少し足りないということになると、10万円の種付け料がかかるということで、今現在、これが伸び悩んでいる原因だと思います。

我々、生産段階のことに余り入っていきませんが、現実に子牛の生産、子牛が例えば50万円で売れても、10万円の種付け料ではとても採算ベースに合わない。子牛の生産頭数が、体外受精卵の伸び率が悪いというようなことで、先ほどから説明ございました

生まれた子牛に対する最低価格保証は検討しているようではございますけれども、それまでにかかる費用が検討されていないと思うんです。生産頭数を増やして、画期的に増頭するためには、そのようなことも頭の中に入れてもらって、国等が対応していただければと、そういうふうなことをお願いしたいと思っております。

私論ですけど、体外受精卵をつけている人たちに、「体外受精卵をやるときには、40%ぐらいしか受胎率ないんだから、受胎確認後に払うようにしてもらえ」ということをよく言うんですよ。だけれど、これもいろいろな事情があるでしょうけれど、そのぐらいの気持ちを持って対応していただければ、もっと体外受精卵の普及にはなるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

それから、このようなBSEの患畜発生以来、牛肉の消費または鳥インフルエンザの発生だとかで、食肉に対する消費拡大を心がけていただければ幸いと思っております。

最後に、食肉等のリスク評価のことなんですけれども、今、BSE対策で全頭検査を行っております。また米国との輸入再開の交渉においては、これが大きな問題となっております。それらのことに関しまして、背根神経節だとか、いろんなものを廃棄処分すると、今まではお金になったものが、今度は反対にお金をつけて処分してもらわなければならないということも発生しておりますので、リスク評価については科学的根拠を早く確立して、議論を進めていただいて、社会的コストを十分配慮していただくような方向でいってほしい。そういうことをお願いしたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたって御議論いただきましたので、このあたりで、牛乳乳製品課長からお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 先ほど江藤委員からお話ございました点についてお答えしたいと思います。

まず脱脂粉乳の在庫問題でございますけれども、私ども16年度末で9万2000トンと見ております。適正在庫が3万6000トン程度でございますので、適正在庫の2.5倍以上ということでございます。これが長期化いたしますと、脱脂粉乳を保有いたします乳業メーカーの経営の圧迫と、ひいては乳価の下落ということになりまして、酪農経営の安定に支障が生じますので、できるだけ早期にこの解消に努めていきたい。

そういったことで、今回御審議いただいております限度数量につきましても、脱脂粉乳

の在庫を 17 年度末で、現在から 5000 トン削減いたしまして、8 万 7000 トン程度にするような水準で設定したいと考えてございます。

生産者団体が 16 年度は 2 万トン、17 年度は 2 万 5000 トンの脱脂粉乳の需要拡大策を実施するということが決っております。そういったことも踏まえまして、他方で減産を避けるといったことの要請にもこたえる形で、5000 トンの在庫削減をしたい。過剰在庫が 5 万トンございますので、5000 トンはその 1 割でございますけれども、まず第一歩を踏み出して、早期に適正在庫水準に持っていきたいと考えている次第でございます。

2 点目といたしまして、脱脂粉乳、チーズ等の PR でございます。これについては先ほどお答えいたしました。商品の機能性といったものも PR しながら、国として、うまく乳業メーカー等が行う PR と役割分担をしながら、基礎的な部分とかそういったものに支援をして、何とか消費の回復が図られるよう政府としても助成していきたいと考えてございます。

それから、3 点目でございますけれども、流通面でのコスト削減。委員のおっしゃりたいのは、生産者から乳業メーカー、集送乳の部分のことだろうと思っています。本審議会の企画部会でも議論いただいています酪肉近代化方針の中で、政府といたしまして、集送乳コストの削減について定量的な目標を設定いたしました。こういったものを実施していくためには、指定生乳生産者団体が主体的な役割を担って集送乳の合理化を進めていく必要があると私も考えておまして、今回、価格とあわせて決定いたします関連対策の中で、そういった取り組みについて支援することを検討していきたいと考えてございます。

最後にチーズに関しまして、工場の生産能力の話がございました。先ほど御説明しました乳業再編事業の見直しは、まさに委員がおっしゃるような問題意識で検討している事項でございます。幾ら国民のチーズ消費がふえても、国産チーズの製造余力がなければ、皆輸入物にシェアを取られてしまうということでございます。

一方で、チーズについては他の用途の乳価よりも安いという問題がありますので、乳業メーカーも、どういった水準の乳価で生乳を買うことができるか、また安定的に生乳を供給していただけるかということが大きな課題だろうと思っています。そういったことを私どもが提示いたしますチーズ対策の見直しなり、乳業工場の再編に対する支援といったものを勘案していただきながら、乳業メーカーと生産者団体でよく御協議いただければと考えている次第でございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

畜産振興課長、お願いいたします。

塩田畜産振興課長 寺内委員のお話、幾つかございました。

国内での肉牛生産の振興ということでございます。例えば草地の基盤整備もいろいろございますが、肉用牛の場合、担い手が全国それぞれ地域によっても違うかと思えます。国の方で 16 年度、今年から肉用牛の生産振興のために地元の皆さん方の発意をうまく活用するということで、それぞれの県に基金を造って、皆さんの発意のもとで、例えば繁殖牛の導入、その他地域の皆さんで生産性の向上を図るためのいろいろな工夫をする取組、そういうことに支援していくということで、そのような発意をうまく引き上げていくという事業を取り組むようにしました。県一本で、一つの基金でみんなで活用してもらおうという形で進めておりますので、今後ともそのような形で肉用牛振興を進めていきたいと思っております。

それ以外に、個別のことでは受精卵の関係がございました。体外受精卵につきましては、まさに委員の御指摘のように、最近、体外受精が伸び悩んでおります。受精卵移植ということが始まり、子供が 1 頭生まれてから、今年で 20 年になるかと思えます。

体内と体外があって、体内受精卵というのは、どちらかという、現地でよくやられております。酪農を中心にやっているのが多いかと思えますが、そちらの方は、どちらかという、安定的に推移して、全国で 1 年に 1 万 5、6000 頭は生まれています。

体外受精卵の方は、それこそ食肉市場の御協力をいただきまして、家畜改良事業団で卵をつくり、供給していく。中には新鮮な卵あるいは凍結の卵でやっておりますが、ここ 2、3 年前の B S E 以降、確かに少し生産が難しくなった時期もございました。

また、それを踏まえて酪農サイドでも、お話のように、価格の問題もあるかと思えますし、F 1 やその他子牛の需要が非常に高まっているということで、あえて受精卵をつけるという取り組みが少し薄らいでいる気配もあるかと思えます。

いずれにしても、受精卵のいいところは、いい牛をつくるということでございますので、そのあたりについて、単に価格だけではないと思えますが、生産面のサポート、流通のサポート等を我々進めます。そういう意味では、酪農サイドの地元における取り組みを進めていくことも必要かと思えますので、おっしゃるように、いいところをより普及していくという意味で頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほど、お願いいたします。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 寺内委員から、と畜場でのSRMの焼却に伴う負担増あるいは消費拡大関係、それから流通段階での御提言をいただいております。今、私どもで考えていることを御紹介したいと思います。

昨今、アメリカBSEで日米協議が進行している中で、ピッシングの中止という声がかかり出てきております。これについては厚労省の専管事項ではございますが、私どもも、産地食肉センターを所管しておりますが、ピッシングの中止は望ましいことだと思っています。それに伴いますスタンガンでありますとか、スペースの確保といったものが非常に大事かと思っておりますので、今年は、そうした事業について、金額的には昨年と同額でございますが、10億円程度の事業の中で、メニューとして明確に位置付け、これによって支援していくということを考えております。

それと、SRMの除去の問題で、特に昨年から非常に問題になりました脊柱でございます。率直に申し上げまして、脊柱については、昨年の経緯がございまして、規制がなされたことによって現場段階で相当な負担がふえるということで、枝肉から脊柱を外して分別して、これを化製業者、いわゆるレンダリング業者に渡した場合に、分別契約の促進費ということで、掛かり増しといえますか、初度の経費の補助を行ったわけです。

契約が16年度で一通り終わっておりますので、継続ということはできませんが、食肉のリスク評価の問題にもかかわりますが、豚の肉骨粉が今年の4月1日から飼料利用が可能になりますから、豚の残さと牛の残さがまざっているという実態がございまして、豚の原料と牛原料を分けていただくという場合に、分別するための契約の促進費を出したらどうかということを考えているところでございます。

こうした中で、BSEに関連しまして、肉骨粉の処理で予算的には、今年140億円使ったわけでございますが、豚が牛の肉骨粉と一緒にまじっているものですから、これが分離されれば金額的にも何十億ということで経費の節減になりますものですから、できるだけ豚の原料と牛原料を分けるようにするという分別契約の締結を促進する事業を考えているところです。

それと、消費拡大でございます。これまでのことについて、とやかく言うつもりはないんですが、今後の消費拡大のやり方についても我々、考えていく必要があるんじゃないかと思っております。テレビで「ハッスル、ハッスル」という宣伝の仕方も一つあるんです

が、鳥インフルエンザについて教訓として思ったのは、消費者の皆さん、あるいは生産者の皆さん、あるいは事業者の皆さんが、常日ごろから意見交換といえますか、そうした意思疎通、言い替えれば、「顔の見える関係づくり」といった問題が非常に大事かと思っております。今後の食肉の消費拡大についてもポスターとかパンフレットというのをときどき定期的に発行するのも一つなのですが、事業者の皆さんと消費者の皆さんとが顔の見える関係というようなことで、一旦何かあったときにも、非常に安定的に対応ができるという体制を取っていくことが非常に大事ではないかと思っております。消費拡大関係の予算もあるわけですが、そうした執行の仕方というものを少し念頭に置いていく必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問……。ちょっとお待ちください。清家課長。

清家畜産企画課長 肥育経営のこれから先の収益の状況といえますか、経営がいろいろと心配じゃないかというお話がありました。

今現在、肥育経営については、肉用牛の肥育経営安定対策ということで、生産者の方々から負担をしていただいて、あらかじめ基金をつくって、収益性が悪化したときに発動するという仕組みがありますから、そういうときの備えとして、今のこういった事業が活用できるんだろうと思います。

ただ、家畜市場に肉用子牛が十分に供給されていないから高いんだという一面もあるので、先ほど畜産振興課長が話をしましたように、基本的には肉用牛の繁殖基盤を強化していくということが一番の重要な、また根っこの課題なんだろうと思っております。先ほど言いましたような、いろんな一連の対策をこれからもやっていきたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員、どうぞ。

今委員 消費拡大と顔の見える関係というお話をいただいたので、酪農の方でも消費拡大ということで、私たち生産者がみずからお金を出して消費拡大運動を始めているところなんですけれども、そういうことに対して、行政の方でも、乳業会社の方でも理解を示していただいて、できるだけ支援をしていただきたいと思います。

また、都府県では需要が落ちているんですね。ですが、供給も落ちているということで、そんなに大差なくいっていると思うんですけども、夏場はどうしても飲む方がふえて、

出荷する生産の方が減るということで、緊急的に牛乳が足りなくなるという現象が起きてくるんですけども、生産者側では、夏場対策として、なるべく牛乳をたくさん搾れるように、飲んでくださるときに牛乳がたくさん出せるようにということで生産を持っていくんですけども、それには夏場の生産を上げるということはコストがかかるということで、そういうコスト面で大変苦しくなるわけですね。そういう面でも、今でも夏場の乳価は高くなるということで支援はいただいているんですけども、さらに理解をいただきたいと思っています。

それと、コストの面では、集送乳の合理化が図られまして広域化されましたけれども、そういう面で牛乳代からのコストは下がってくるわけですけども、中でも検査体制なんかは変わらず小さい酪農組合でもすごい高い検査の機器を入れて検査しているという状況があります。そういう面も広域化されていったら、さらに牛乳にかかわるコスト、生産者が支払うコストが低くなるのではないかなと思っています。

それと、顔の見える関係ということで、酪農の中では酪農教育ファームというものを立ち上げています。その中で、子供たちを受け入れて現場を見ていただいて、酪農現場の中でいろいろな体験をしてもらったり、動物に触れてもらったり、生産者とお話することで、いろいろな努力していることとか見てもらうわけなんですけれども、そういう体験をした子供たちに学校給食なんかのお話を聞きますと、今までは牛乳を残していたけれども、残さなくなったというお話も聞こえてきます。現場を見ることで、自分たちの中で食に対する思いや考え方が育ってくるんだなと思います。

しかし、一番の問題は今の子供たちのお母さんたちだということで、食育は子供のみならず大人までも、また、私は感じるんですけども、生産現場の女性たちにもそういう教育は必要かなと思っているところです。

そういうことで、酪農をしながら、酪農教育ファームなり、食育なり、消費者交流なりに努力をしていることを理解していただいて、そちらに対する支援もいただけたらいいかなと思っています。

それと、環境リースが継続されるということで、これは大変評価できることだと思うんです。また、先ほど人材の育成とか、たい肥の利活用のことなどにも力を注いでくださるということで、うれしく思っていますけれども、コントラクターの利用に関することで、地域地域によって取り組む課題が全く異なってくるということも理解していただいて、実態にあうような検討を行っていただきたいと思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

まず松本委員、その次に高橋委員の順番でお願いします。

松本委員 一つに子牛基金で、特に乳用種で保証基準価格の見直しということで提案されておりました。これについては、ある程度やむを得ない部分もあるのかなというふうに理解するわけですが、ただ、この中の算定の中で、労賃がかなり新しい形の中で見られているということでございます。

主に大規模経営を想定して算定されているということでございますけれども、例えば400頭という規模を一つの大きな数字でくくってみて、1頭当たり9000円ということを出ておるわけです。

ただ、400頭というのは、年間にいたしますと、約倍になります。哺育、育成農家でもって半年間の哺育、育成するわけですから、年間で倍になるわけです。800頭からの牛が出ていくということになりますと、事故率を無視いたしましても、800頭の出荷ということになりますと、それに対する9000円ということですから、約700万強の所得ということになるわけです。これだけの400頭からの哺育をするということになりますと、月間5、60頭の牛を導入していくということになります。

そうなりますと、それだけの哺育をしながら経営をするということになりますと、雇用労働ということになってくるわけでございます。そうなりますと、それだけの労賃だけで果たしていいのかどうかということが一つ懸念されるところでございます。この辺はもう少し算定していただければと思うところはございます。

もう一点は、ここでのスモール価格につきましても、若干……。これは、市況でお互いの取引の中で、あるいは家畜市場等で取り引きされるわけですから、その市場価格でもって設定されるわけでございますけれども、今現在、スモールの生産というものが、特に乳雄については非常に少ない状態になってきております。酪農家の方も、子牛価格は少しでも高くということで、F1等につける、和牛をつけるという実情もございます。

そういう中で、実際には広域における取引ということになっている。ですから、遠隔地でスモールを購入し、自社で哺育をするということになりますと、その間の運送経費あるいは、そのロス、事故率等々の問題がございまして、市場価格、市場での相場が保育農家におけるところの算定の中でも若干その部分は見えておりますけれども、そういった部分が

あります。こういったことを踏まえて算定していただければというふうに思うところでございます。

したがいまして、現在の国内の牛肉そのものが、御案内のとおり、3分の2からのものが酪農によって生産されているということでございますので、酪農での振興ということが非常に大事な状況ではないかなと思っております。

もう一点、あと2点ばかりでございます。

先ほど来、たい肥の問題が一つ出ております。現在、たい肥施設は、いろいろな形の中で、また法律もできまして施設整備等進んでいるわけですけれども、製品そのものが、たい肥そのものがなかなかはけない。また、たい肥そのものも年間の中における需要は時期が集中しているということもございまして、生産者の中では、たい肥を置く場所がなくなってしまう、あるいは、たい肥舎はつくっても切りかえしができないといった問題も出てきているわけでございます。

ですから、我々のところでは少しでもたい肥を出さないような畜舎を進めているわけでございます。それには、換気扇等、そういったものをフルに活用したりいたしまして、たい肥を少しでも出さないような形を取る。ところが、現在の中では、これらのものに対する費用というものは、施設投資というものは結構、費用としてかさむものでございまして、できるものであれば、こういったものに対しましても、ある程度支援等をしていただければと思っております。

もう一点は、先ほど来、出ているわけでございますけれども、米国の牛肉の輸入再開問題が出てきますと、一番の影響を受けるのは乳雄と言われているわけでございます。現在、ストップしていることによりまして、それなりの価格を維持しているわけでございますが、このことが解禁された暁に、どのような相場になるかということが非常に大きな不安を抱いているところでございます。そのことが生産者も大きく不安を抱いているわけでございます。

これに対するソフトランディングと申しますか、何らかの激変緩和的な、相場がどのようになるかわかりませんが、万が一、そのような事態になったときには、そういったことも配慮していただければ、乳雄に対する生産性の高さというものは十分にあるわけでございますから、これを肉資源として大いに利用しないことは資源の活用から言っても、大きな損失につながるのではないかなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 私の方から、少し諮問とは違いますが、経営の確立なり、幾つかの点でお話させていただきたいと思います。

基本計画、今度、新しくできる。そういう中で、品目横断的な価格政策なり、きょう御議論いただいている品目別の政策があるわけでございますけれども、こういうのは非常に大事な経営を支える一点でございますけれども、もう一つ経営をきちっと確立するという意味で、資本の蓄積といえますか、先ほども要請の中で、今までの 20 年間はお父さんの借金を返すのに、こうだと、これからの 20 年は、今度は自分が規模を拡大するために借金をして、その返す 20 年だということをお話になってました。

そういう価格政策をする上で、一定の売上を外部に蓄積をして、いざ自分が規模を拡大するときに使えるような税制上の特例といえますか、損金扱いをして毎年、蓄えていくと。いざ、そのときに一定の条件のもとで規模拡大をする際には、積立も取り崩して、できるだけ自分の借金をしないような形の、資本の内部蓄積というのが経営を確立する上で、品目別の価格政策と同時に必要なのではないかというふうに思います。

こういうものが補助金をくれとかそういうことじゃないわけでありますので、農業者の努力で一定の売上から損金扱いする内部蓄積をためて、適当に使えるということではございませんので、そういうものが経営を確立する上で大事ではないかと思っていますので、ぜひひとつ御検討をお願いしたいというのが一つ。

それから、私ども市町村に農業委員会というのがございます。また教育委員会という、同じ行政委員会あるわけですがけれども、消費拡大という観点も含めまして、いわゆる食の教育というものを生徒たちにどうするかということも含めまして、いろいろ話し合いをしたりしているわけです。

その過程の中で、先生なり御両親の方々に、農業なりのそういうことに対するいろんな障害といえますか、何でそういうのをする必要があるのかねとかいう認識も人に薄いという意見も上がってきておりますので、その辺は今でもやっている部分があるんですが、文部科学省と農水省とさらに御協力しながら、さまざまなテキスト等もないということも上がってきたりしておりますので、そういう御努力をひとつお願いしたいというのが一つございます。

最後に、私ども農業委員会で農地の問題を担当させていただいております。担当といい

ますか、扱っているわけですが。御案内のとおり、高齢化なり、相続等の関係で遊休農地が出てきて、これからも大きく広がっていくという心配を实はしております。私どもとしても、その解消対策をいろいろ取り組んでいるわけですけれども、いかんせん、何をつくるんだという一番の大きな問題があるわけです。

そういう意味で、今度、基本計画の中でも、自給飼料を拡大していこうという大きな目標を掲げていますので、遊休農地を活用した自給飼料、粗飼料の拡大なり、いわゆる耕畜連携のようなものをさらに進められるような対策を講じてもらいたい。

いろいろあるんですが、とりあえず、私の方から三つほど御要請なりお願いしたいということであります。

生源寺部会長 ありがとうございます。

このあたりで役所からコメントなり御回答いただきたいと思います。似通った御質問なり御指摘もあったかと思いますが、その辺は簡潔にお願いできればと思います。

原田室長、お願いいたします。

原田草地整備推進室長 今委員からコントラクターの御質問がございまして、地域にあわせた取り組みをすべきではないかということございまして。

そのようなお話もかねてからお伺いしてございまして、17年度から、ハード、コントラクターをつくるための機械施設の助成につきましては、交付金に切りかわりまして、各県が御自分たちの判断でかなりの部分ができるようになるということございまして。それと、ソフト、人づくりにつきましては、今年から研修を設けまして、立ち上がりの技術を学ぶ研修を設けました。これは来年以降も続けていくこととなります。

それと、コントラクターが受け入れる面積に応じた助成がございまして。16年度に、普通コントラクターは飼料作物中心でございまして、都府県の場合は飼料作物だけではなくて、例えば田んぼにたい肥を還元するようなときにもコントラクターの仕事があります。16年度から、田んぼにたい肥を還元するような作業につきましても助成を拡大しまして、そういう意味では北海道から沖縄までいろんな形で仕事を取り組みやすいようにしたということございまして。

それと、高橋委員から遊休地を使った自給飼料生産の拡大というお話を伺いました。基本計画あるいは酪肉基本方針達成に向けて、今からそれにつきまして各方面の御意見を伺いながら具体的に仕事を進めてまいりたいと思っています。

特に私ども、水田の利用ですとか、耕作放棄地の利用につきましては、これから各地で

進めていこうと思っているんですが、地方行政、市町村と農協とマッピング、どういうところに土地があって、どういうものが植えられるのか、その町内に畜産農家、大家畜農家はいらっしゃるのか、町内になれば隣の町にいるのか、そういったマッピングを具体的にさせていただきながら、つくるものと、それを使える農家を確認しながら作業を進めていくようなことを、この春以降ですね、進めて、具体的な取り組みをしていきたいと思っていますので、まさにおっしゃるとおり、耕畜連携に向けて具体的に進めていきたいと思っています。

ありがとうございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野室長、お願いいたします。

大野畜産環境対策室長 松本委員からの御意見にお答えさせていただきたいと思います。

たい肥の施設整備は進んでいる。ただ、実際にはなかなか需要が生まれてなくて、それをためておくスペースが不足するという状況になっているというお話と、ちょっとした畜舎の改修みたいなところに何か支援の手立てはないかという、この二つだったと思います。

一つ目のところは、根本的な解決策というのは、とにかく、たい肥の利用が進むような体制にしないと、需要がない、そしてスペースがない、それでたい肥舎をふやす、それでも売れない、またたい肥舎をふやす、これだと切りがないので、根本的な解決として、先ほど御紹介させていただきましたけれども、農業団体が全国に広める目的で地区を限定して、モデル的なたい肥の利活用の取り組みを支援するための対策を講じていきたいと考えておりますので、よろしければ、それが実現した暁には、いろいろと御相談させていただければと思っています。

それから、リースを継続して、先ほど今委員から御評価いただきましたけれども、環境リースは、先ほど申し上げましたように、割と特例的な事業で補助金で個人に対して、施設の取得について、資産の取得について、2分の1を助成すると。しかも残額を、例えばたい肥舎ですと、12年割賦で構わないよと、こういった制度というのは非常に特例だと思っています。

こういう制度が継続されたというのは、先ほど申し上げましたように、とにかく今困っている野積み、素掘りの方で、リースを実はやりたかったという希望の方に対応したいということで今回、特例的な継続をしようと考えているところでございます。こういう措置が継続されるからといって、さまざまな個人の畜舎の改修ですとか、あるいは装置をつけ

るとか、そういうことについて補助という仕組みは難しいと思います。

ただ、環境関係の施設であれば、畜産環境整備機構がやっております一般環境リースですね、これは半分の補助はつきませんが、こういったリースをお使いいただけますし、共同で簡易な改修をするのに資材を地域で購入するというのであれば、豚であれば地域養豚ですとか、肉用牛であれば地域肉用牛振興基金、こういったもののメニューにつけ加えることも地域の判断で可能だと思っておりますので、そういうふうな対応をしていただければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

食肉鶏卵課長、その後、牛乳乳製品課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 松本委員の御質問にお答えしたいと思います。

生源寺先生、資料を配らせていただいてよろしいでしょうか。

生源寺部会長 わかりやすい形になるということであれば、よろしくお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 今、乳雄関係で価格算定にかかわります御質問があったわけですが、まず雇用労賃の件でございます。生産費調査の中に雇用労賃というのは含まれておりまして、どうしても調査でございますので、全部の育成農家の生産費を取っているというわけではございませんが、私どもとしては、その中に入っておると。また、当方の価格算定年度に見込まれます労働費につきましては、7年間のトレンドで出してきたので、今回、こうした水準の引き下げになるわけですが、それ相応には見ているというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、今回の見直しは、先ほど申しあげました保証基準価格と生産コスト実態とのすき間といった問題についての見直しだということで御理解いただければと考えているところです。

さはさりながら、価格水準につきまして、いろいろと御意見があるかと思いますが、今お手元に配付させていただいた資料をごらんいただきながら御説明申し上げます。

アメリカのBSEによりまして米国産牛肉は入ってきておりませんものですから、乳雄について市場の卸売価格では800円以上の値段をつけているわけでございます。それに対しまして、子牛価格については、まだ7万円いくかどうかという感じかと思っております。ヌレ子も3万円強という、4万円近いような状況になっておるわけでございます。

しかしながら、アメリカのBSEが発生する以前におきましても、乳雄につきましては

キログラム 800 円を形成したことが何回もあったわけで、そのときの子牛価格は 10 万円だとか 11 万円というような価格を形成していたわけでございます。

実証的にも、乳用種の子牛が現実の市場の中で評価されて価格形成がなされていたわけございまして、私どもといたしましては、今お手元にお出ししました資料の左側にありますように、安全・安心あるいはトレーサビリティの確立といったようなことで、乳雄につきまして評価が高まりつつあるんじゃないかと考えているところでございます。

今回、こうした保証基準価格の水準の問題よりも、育成農家の皆さん、あるいは肥育経営の皆さんが市場でちゃんとした評価を得て事業活動が展開できるといったようなことが将来の姿かと思っております、ここにございますように、実需者あるいは消費者との協議あるいは契約ということをご前提といたしまして、アメリカ産牛肉が仮に輸入再開されても、今形成した事業者との結びつきというものを継続していただくと。

そのためには何が必要かというところ、いろいろ研究会でも議論していただいたわけございまして、右側にございますように、酪農家あるいは育成農家、肥育農家、それぞれの段階におきまして、いろんな問題点があったんじゃないかということが指摘されたところでございます。

酪農家あるいは育成農家、健康な乳雄、子牛をつくっていく上で、初生牛の問題でありますとか、えさの与え方、こういった問題がいろいろあるわけございまして、これに対しまして、右側の四角に困ってあるような、哺乳ロボットの導入とか、技術コンサルという、総合的な対策を今回、事業として構築して展開していくと。こうしたことにより、何とか市場での評価を維持、継続していくということによって、適正な子牛価格の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

こうした取り組みにつきましては、国だけではなくして、生産者の皆さん、あるいは地方自治体あるいは団体の皆さん方と一緒にやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

松島課長、お願いいたします。

松島牛乳製品課長 今委員から御質問、御要望ございましたことについてお答えしたいと思います。

今委員から生産者の消費拡大に対する支援をというお話がございました。これにつま

しては、16年度、昨年の夏は非常に気温が高かったものですから、酪農、乳業界に、牛乳消費が伸びるのではないかと期待があったわけですが、結果的には、競合飲料の豆乳ですとか、茶系飲料が伸びる割には、飲用牛乳の消費が奮わなかったということで、生産者団体は大変危機感を持ちまして、17年度から8億円規模で消費拡大対策をやるということをご承知してございます。

これについては、行政の方も従前から補助事業で国産生乳の消費拡大を実施しておりますけれども、そこは生産者団体の消費拡大対策といったものの内容が今後決ってくるということもございまして、私どもは生産者団体の消費拡大策、それから行政の行います消費拡大の助成、それから乳業や生産者がともに拠出して実施する消費拡大策といった、さまざまな消費拡大策の役割分担をしっかりといたしまして、総体として効率的な消費拡大を実施していきたいと考えております。

2点目といたしまして、夏場の生乳生産に対して、いろいろコストがかかるので支援をというお話がございました。これにつきましては、夏場の生乳の需要期に生産が追いつかずにチャンスロスが発生しており、他方、その逆に冬場には余乳が発生して加工が出ているといった状態を改善するために、夏場に生産をシフトするという政策誘導を従前より実施してきております。

現在、北海道を除き、すべての指定団体におきまして、季節別乳価ということで、夏場の乳価を高めまして、生産者の夏場の増産意欲を高めているということをやっています。国も16年度から過去3年間の平均を上回って夏場に生産した場合に一定の奨励金を交付するという形で、夏場の生産を奨励していきたいと思っております、今後もその施策については継続していきたいと考えております。

3点目が集送乳の合理化に関しまして、検査体制の広域化をというお話がございました。確かに、集送乳の合理化を進めていく上で、各地域において生産されている生乳の品質が一定以上であることが非常に大事なことでございまして、また各地域の乳質の規格といったものが違ってまいりますと、地理的に近くても、そこに配乳できないという意味で、合理的な集送乳が難しいという問題がございまして、したがって、私どもとしましても、集送乳合理化の条件の整備の一つとしまして、広域検査体制の整備といったものについて支援していきたいと考えております。

最後に、高橋委員からお話がありました食育教育の話でございます。私どもの行政の中で、学校給食用牛乳事業というのがございます。食育全般ではございまして、学校給

食において牛乳を供給することによって牛乳の消費拡大なり、ひいては国内酪農の振興を図るという事業でございます。特定の農産物の消費拡大をする上で、生産現場についての知見を得るとか、その農作物に対する価値について教育を通じて広く普及するというのは非常に大事だと思っております。牛乳について言いますと、学校給食で牛乳が供給されている中学生までは、大変望ましい形といたしますが、1人当たりの牛乳消費量が相当多いわけでございますけれども、卒業と同時に急減するという問題がございます。このために、学童期において牛乳消費の定着を図るという観点から、引き続き学校給食の場を活用しながら消費拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

川合室長、お願いいたします。

川合畜産総合推進室長 ただいまの牛乳課長の答弁と若干重複する部分もございしますが、食育に関しまして、今委員、高橋委員から御発言がございましたので、少しコメントさせていただきたいと思えます。

食育に関しまして、今回策定されます食料・農業・農村基本計画の中でも自給率目標達成の重要な取り組み事項ということで位置づけられております。国民一人一人がみずからの食について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現するという観点から、関係省庁とも連携して、省全体としてしっかり取り組んでいくということにしております。

また、畜産企画部会の方でも、畜産における食育というものの重要性は相当大的な議論になっておりまして、今月中に策定します酪肉近代化基本方針においても、畜産における食育の推進は大きな一項目として位置づけて進めていくということにいたしております。また、この中で酪農教育ファームにおける体験学習といったものもしっかりと位置づけてまして、子供だけではなく保護者、親も含めて一緒に学んでいくということをきちんと文章的に明示をして進めていきたいと思っております。

酪農教育ファームについては、これまでも国としても可能な応援もさせていただきまして、団体の方でも物すごく積極的な取り組みという姿勢がなされておりますので、こういった運動をますます大きな流れとして育てていきたいというふうに思っております。

それから、高橋委員からございました資本蓄積のための準備金制度の問題。これは売上の10%を損金算入準備金として積み立てということが特定農業団体に限って認められておるわけでございます。これの適用範囲の拡大という御指摘かと思いますが、財政事情が非常に厳しい折、税制要望も厳しい状況ではございますけれども、畜産に限らず農業全般にわたる御指摘かと思いますので、例年の税制改正要望の中で、省全体で検討していく課題になるのかなというふうに思います。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。

そのほかいかがでございましたでしょうか。

福岡委員、福原委員の順番でお願いいたします。

福岡委員 皆さんからいろいろな意見が出まして、お聞きしておりましたが、肉骨粉の有効利用というふうなことで、食肉処理段階で食肉にまつわる副生物が発生するわけですね。そういうふうなものを今まではレンダリング業者に油脂、肉骨粉ということでリサイクル利用をしておったわけですね。BSE発生以来、4部位だとか、食肉センターでは多大な金額を払っているわけです。そういうふうなことで、これについてはプリオン検査を全部一頭なりとも残さず行って、オーケーですよというふうな牛の4部位も全部処理されている。脊柱も同じことですね。

そういうふうなことで、プリオン検査がなされているものをわざわざそこで処理をするということはむだになるんじゃないかと、これはよほど検討されるべきじゃないかなというふうに思っておるわけです。そんなことが一つですね。

それから、4月から一定の条件つきで豚の骨粉のリサイクル利用の道が開けたということでございますので、科学的な見地から基づいて、さらに肉骨粉等の有効利用を図られるよう取り組んでいただきたいというふうなことを要望しておきたいわけです。

先ほど寺内君からも話がありましたが、B2の価格を下支えするということで消費を拡大しなければいけないだろうということですから、消費拡大の道を開けるように御指導いただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

生源寺部会長 福原委員、お願いいたします。

福原委員 私は、和牛の子牛の生産農家の団体の関係の仕事をさせていただいているん

ですけれども、おかげさまで、和牛の子牛の生産関係は、子牛価格は平成 14 年以降ずっと堅調ということで、子牛生産農家は大変喜んで、我々も大変喜んでいただいております。

ただ、子牛価格が堅調な推移を示している和牛子牛の生産農家でも非常に気になる動きがあります。それは、先ほどから御指摘のありました高齢化社会の進行ということでございます。

高齢化社会といっても、これは既に言い古された言葉でもございますけれども、10 年前くらいの高齢化の問題と現在の高齢化の問題ではかなり質の問題が変わってきているんじゃないか。同じ中山間地でも、都市に近い方の部分と、山地、極端に言うと和牛しか飼えないようなところでは、最近、林業あるいはシイタケ等が不調ということもありまして、中山間地も二極化しつつあるんです。同じ中山間地でも、場所によって高齢化の進度は全然違うということですね。

例えば私が長年おりました宮崎県では、都市周辺につながっているところの中山間地の高齢化というんですか、和牛を飼っている中心的な世代は 50 代なんですね。ところが、それよりちょっと山へ入った方の和牛を飼っている人たちの主力は 60 代なんです。さらに、それが進んで 70 代になっても、山の方は 20% 台が、なお和牛を飼う担い手だという問題があります。

実際、その中でも宮崎県なんかは子牛の生産県ですから非常に元気な人たちがあリまして、それぞれ独自の工夫などをして生き残り対策をしているんです。後継者と一緒に暮らしている人たちは高齢化になっても非常に元気で、自分が若いころから考えていた物の考え方を突き通すというような姿勢で前向きに生きておりますけれども、後継者がいないところでは、何か事があったときにガタガタッときて牛を手放してしまうという現状がございます。

現実問題として和牛を飼育している人たちは、子牛生産が過去の歴史の中で最も好調な時代でも、毎年確実に 4000 から 5000 人ほどやめていっているわけですね。それは非常に小規模、5 頭未満の牛を飼っている人たちが主に目立つわけなんですけれども、だんだん高齢化が進むと、それだけじゃなくて、周りの地域がどれだけ手を差し伸べて牛を飼う環境を整備してもらえるかということに係っているんじゃないかと思えます。

そういう意味で、今回の取りまとめの段階で、国の人たちが、肉用牛対策として地域の創意工夫を生かした繁殖基盤の強化、支援を拡充するということを考えて、それをベース

にこういういろいろな試算なり、そういうものをしていただいていることは非常にありがたいと思うんですが、さらに高齢化の内容、中身が 10 年前より質が変わってきていることまで配慮していただいて、きめ細かな対応をしていただければと思います。

前はヘルパー制度も旅行に行くとき、かわりに見てやるとか、あるいは市場に子牛を出荷するときに牛を連れて行ってやるとか、あるいは削蹄してやるとか、そういう形のヘルパーで済んだんですけども、さらに高齢化が進むと、それだけではなかなか対応できない。

心のケアとまでは言いませんけれども、常に自分たちの周りには自分と同じように牛をかわいがると、愛する人間たちがいるというようなことも、そういう心理的なケアも必要ですし、年寄りが、高齢化の人間が牛を飼うのに使うえさ、先ほど自給飼料のことが出ていましたけども、自給飼料の質もいろいろあるんじゃないかというふうに思います。

それから、放牧を利用するにしても、単に放牧すれば省力だということじゃなくて、放牧するなら放牧するなりに、牛を監視、管理するための道路整備とか、授精させるためのきちんとした牧区が必要だということまでケアをしてもらわないと、高齢化の農家は生き残れないんじゃないかというふうに思います。

そういうことで、今回は、和牛の生産の方は好調ですから、特に陳情するということがございませぬけれども、来年は、今日の昼休みのように陳情しなければならない立場になるやもしれませぬ。世の中どうなるかわかりませぬので、時代と高齢化の中身が日々深刻になりつつあるということをお認めの上、今後より一層の御施策をお願いしたいということでお発言させていただきました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

菅野委員、どうぞ。

菅野委員 先ほどいただいた資料 4 のことしの諮問に対する答申案についてですけども、3 の保証基準価格、乳用種だけが 1 万 8000 円ほど減るという。この根拠というのはよくわかりました。いわゆるヌレ子とも牛の逆転現象だとか、そういうことがあったという、研究会の検討事項を受けてのことだと思っております。

ちょっと伺いたいのは、意外に赤毛和種が黒毛と 2 万 4000 円ぐらいしか差がなく、それに対して、その他の肉専用種が 20 万と随分価格が低いようですけども、この中には日本短角とか、あとは何が入っているんでしょうか。なぜ赤毛との間に 8 万も差が出てく

るのかというのをちょっと伺いたいと思うんです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

戸塚委員代理、どうぞ。

戸塚代理（山口委員） 北海道でございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、これは何年前にできたか忘れましたが、酪農ヘルパー事業。まずコントラクター事業というように、今の組織の中で、本来は酪農家個人でやらないとはならないと。しかし、そうは言っているけれども、なかなか面積もなくて、力もない、人もいないという形で、こういうヘルパー事業を組んで、農家の労働力の合理化を図ると、こういう形をずっと一生懸命やっているわけですが、酪農家戸数がどんどん減ってまいりまして、一戸一戸の酪農家がどんどん大きくなると。こういうことになると、ヘルパー事業とかそういうものの将来というのが一番不安になってくる。

これをもう少し拡大させていただいて、酪農家として自分が入りたい、そういう若者を育てるような仕組みをもっと取った方がよろしいのではないのでしょうか。専門的にきちっとやると。ヨーロッパの各国でもやられているように、その農家に実習で入って、それで5年か6年、一生懸命、実習単位を50週でも100週でも取って、その農家をほとんどマスターすると、よく知ると。そういう中で酪農という職業を継いでいけるような、そういう若者をきちっとつくれるような仕組みができないのかなと、こんなふうの一つ思っております。それが1点です。

それから、酪農ヘルパーとかコントラクター事業というのが、農林省の事業の中でも、価格を除けば、こういうものは一生懸命農林省だけがやってあって、周りの学校とか教育関係とかそういうのがどういうふうに絡んでおるのか、これからも絡まそうとしておるのか、今と同じ形でやるのか、そこらあたりをぜひ聞いておきたい。

そして、将来、それらに対して、北海道は北海道としての担い手、専業農家の後継者をきちっと育てない限り、私たちの産業というのは亡びてしまいますから、自分でやっていかざるを得ないと思っておりますので、現況と将来ビジョンがあれば、お聞き取りしたいなと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

増田委員、どうぞ。

増田委員 今回の目玉のように乳用種が出てきておりますので、その乳用種に関連して、私は機会があるごとに乳用種の消費の振興ということにもっと目を向けてまいりたいなと思っているところでございます。

といいますのは、この際ですから、和牛とか国産牛の表示に手をつけていただきたいということです。先ほどお配りいただいた中で、実需者のニーズに対応した生産体制の確立という右側の絵の中に、消費者に安心して買ってもらえるような販売方法の工夫というところに、ラベルを丸で囲ったりされて、非常に注目を呼ぶように書いておられます。

また、ただいま方向が出ようとしております酪肉近代化基本方針の中でも、表示の改善の取り組みに向ける必要があるというふうに、牛肉の表示問題を変えていこうという方向が具体的になされているようにも思えるのですが、その辺の御意向が既に固まっているようでしたらば、お聞かせいただきたい。

生源寺部会長 そのほかいかがでございましょうか。

福岡委員、どうぞ。

福岡委員 今、増田委員から表示の関係のお話がありました。公取協の方には、全農さん等の団体から始まりまして、食肉の流通段階、各業種団体、18 団体が公取協へ入っておりまして、当時、雪印の問題で端を発しまして、卸段階のボックスミートの表示とエンドユーザーのプライスカードの表示が違ってちゃいけないと。ボックスミートの表示とプライスの表示と違うというふうなことだと消費者に御迷惑をかけるということだった。

このため、公取協の方では、18 団体をまとめて統一見解で表示を行おうというふうなことで決めて、現在はそうしたことで進んでおります。だから、そういうふうな点では間違いはなくなってきております。

ただし、18 団体の他にアウトサイダーがまだいるわけですね、多数。そのアウトサイダーに対してどういうふうな啓蒙をしていくかということが、これからの私たちの努力次第というふうに思っておるわけで、現在、各都道府県で、それを推進しているんです。

そういうふうなことで、トレーサビリティに端を発しまして、食品安全局関係職員が2000 人から全国へ散っておりますから、そこいらについてはチェックをしていただいておりますね。

逐次、そういうふうな調査をしておりますから、消費者の方たちも御協力いただいているというふうなことで、風評的な悪いのも中にはありますから、チェックはされてお

るんですが、大多数は非常によく言ったという評価をいただいているという現状でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございますでしょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 論点が少し変わるんですけれども、いわゆる消費拡大ということを進めていく方針を決めるときに、畜産関係とか農業関係とか、横の関係では何か話し合われるんでしょうか。ちょっと変な質問で済みません。

例えば総食肉自給率を上げようというときに、米の問題とか、きょうの話題のチーズの問題とか出てきますね。私たち生産者の立場からすれば、例えばチーズの……。チーズの消費拡大を反対しているんじゃないんです。物の考え方の一つの例なんですけど、チーズの消費拡大をしようということは当然、洋風の食事パターンというか、それにあうパンだとか飲物だとかというような、私たち日常的には食物は大抵つながりの中で選択して食べていますから、そうしますと、AならAという生産物の消費拡大を考えていくときに、消費者レベル、生活者レベルでの選択行動がそうしたつながりの中で選択されているという点を考慮して、関係部署の横の話し合いみたいなものはされているんでしょうか、されていないんでしょうか。

出てくる問題が、例えば総合自給率を上げるためには米というのは一つの論点だと思っただけなんですけれども、キーフードだと思っただけなんですけど、それに少し違った方向をもたらすような商品を一方でどんどん強力で押していくことに少し無理があるんじゃないかな。もっと総合的に、日本人の食生活、どの方向に、どうしていくのか。安定的な農業生産の中で持続可能な日本人らしい食生活、どうするのか。そういう中で、どの食料の消費拡大していったらいいかみたいな議論はどこかでしていただいているんでしょうか。という質問です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでございますでしょうか。

なければ、いろいろ御質問あるいは御指摘がございましたので、役所からお答えいただければと思います。

まず畜産企画課長、お願いいたします。

清家畜産企画課長 戸塚委員代理から、ヘルパー、後継者、担い手というテーマのお話ありがとうございました。おっしゃられるように、ヘルパーをやられた方が、酪農の後継者といい

ますか、新規に酪農をみずから始めるといふ事例も見られます。

一つは位置づけということについて言いますと、今御議論いただいています酪肉基本方針ですね、この中で支援組織の重要性と申しますか、そういうものの位置付けですとか、担い手の確保といった面での事項は示していますから、それは大変重要なことだと思っています。

具体的にどういうふうに施策を組み立てていくかということについては、例えば全国ヘルパー協会は、ヘルパーの活動分野に限らず、その外の部分ですが、新規就農の希望を持っているような方を調査したり、斡旋までやる、そういう取り組みもやっています。

それから、ヘルパーとは違いますが、御案内のように、農場リース制度ですね。離農跡地を改修もして、それを有効に利用しようと、新規参入の方にそれをつないでいくという、そういった仕組みですとか、あるいは多種多様な新規就農の際の制度資金なんかもございますから、そういうものをいろいろと関連付けて、どういうふうにやっていくかというのは、現段階でもそれなりにやっていると思いますが、さらにより施策効果が上がるような方向で検討していきたいと思えます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

草地整備推進室長、お願いいたします。

原田草地整備推進室長 福原委員から、和牛を生産するのに、特に自給飼料とのつながり、あるいは中山間地においてどのように高齢者の方々に頑張ってもらいたいのかというお話がございました。

高齢者の方々に、今以上に和牛を飼っていただくというのは大変大きな課題だと思っております。大事なことは、その際、まず労働力、えさをつくる労働と牛を飼う労働、ここをどうある程度カバーしていくのかということと、大変いい御指摘を受けましたが、気持ちの張りを失わないといいますが、モラルを維持するといいますが、仲間づくりも含めて、そういった両方の点をフォローする必要があるかなと思えます。

労働力という意味では、えさの場合は最近、若い人たちがヘルパーの一環の中でコントラクターをして、高齢者の農家の庭先までえさを運んであげるといふことがかなり増えております。あるいは放牧におきまして、先ほどお話しがあったみたいに、水飲み場と授精のときの簡単な固定枠とソーラー電牧をセットで高齢者の方々に貸し出し、あるいは実際にやり方を教えられながら進んでいる例がございます。私ども、実証展示事業を持ちながら、そういった移動放牧を高齢者の方々もしやすいような形で進めております。

それと、労働という意味では、最近ではむしろ高齢者の方々の労働をシェアするというところで、繁殖雌牛を集中管理して、高齢者の方には育成だけをしていただく、あるいはその逆、分娩だけしていただいて、子牛は集中的に管理をするということで、労働をシェアしながら続けていただくということもかなり各地で見えてまいりました。

それと、放牧地におきまして、共同利用牛舎をそばでつくります。高齢者の方が5戸から10戸ぐらい、それぞれ4、5頭の牛あるいは10頭ぐらいの牛を自分の牛舎では飼いにくなくなったものですから、共同利用牛舎へ持っていきます。みんなで一緒に働くのは確かにいいんですが、昼間、お茶を飲みながら、お互いの牛の自慢をしたり話ができる。ちょっと体の具合が悪いときには、だれかが代わってえさをあげるということで、そういったことも各地で出てきております。

そういったいろんな形でのケアを進めていくことで、高齢者に牛を飼いつけていただいて、またそういった規模が大きくなったときに、若い人にもつないでいただくということを、いろんな形で進めていければなと思っております。

大変いいお話を伺いまして、ありがとうございました。

生源寺部会長 ありがとうございました。

食肉鶏卵課長からお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 菅野委員、福岡委員、福原委員から御質問を幾つか、あるいは御要望が出ておりましたので、お答え申し上げたいと思います。

菅野委員から、その他の肉用専種が何があるかという御質問でした。その他の中には、名前のおりなんです、無角和種ということで、角のない和種という、山口県の一部の地域を主産地とする品種があります。それと日本短角種ということで、これは岩手県が主産地でございます。短い角の日本短角種でございます。それと外国種で、北海道や何かであるんですが、アンガスだとかヘレフォードといったものが含まれておるということでございます。

それと、福岡委員からお話しございましたが、肉骨粉の有効利用でございます。そのとおりでございます、できるだけ有効利用を図っていくことが畜産リサイクルの観点から非常に大事ななと思っております。

実は、肉骨粉の有効利用について、牛の肉骨粉なんです、焼却灰か何かのセメントには使っておるわけですが、ほかにいい使い道がないのかといったことも内々いろいろと当たってはいるんですが、なかなかいい用途がないという感じでございまして、た

ただ肉骨粉の規制というのが、きょうは栗本衛生管理課長もいらしてますので、先ほどのBSE検査した後の肉骨粉の問題については答弁あるかと思いますが、我々としても、できるだけ有効利用していくことが大事かと思ひまして、今後ともこうした問題について、我々もいろいろと研究していきたいと思っております。

それと、増田委員からの表示の改善でございますが、福岡委員から、こうした取り組みが一つ業界団体でもやられておりますし、我々も当審議会、企画部会でもいろいろと御提言出ておりますので、表示の改善の問題というのとは一遍にはできないかと思ひますので、一つ一つ課題を決めて取り組んでいこうかなというふうに思っているところでございます。

これまで当部会あるいは企画部会でも御提言のありましたような事項について、一般の消費者の皆さんがどうお考えになっているのか、あるいは生産者の皆さんがどうお考えになっているのか、そういったものから一つ一つ改善の方向についていろいろ議論していく必要があるというふうに思っております。

簡単ですが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

川合室長、お願いいたします。

川合畜産総合推進室長 足立委員からございました消費拡大について、品目間の調整が取れているのかというお話でございます。

いろんな作物を所管している中で、各品目について消費拡大対策は行っているわけでございますけれども、ともすれば、それぞれの品目間の調整ということ、うまく連携取れていたかということ、必ずしも十分ではなかったかということもあろうかと思ひます。

そういった中で、今回、食料・農業・農村基本計画の中で、27年度に向けての食料自給率目標を望ましい食生活を実現するという中で、生産努力目標を実現していくという中にありましては、食生活の改善に資する品目の消費拡大という視点で、日本型食生活の実践という観点から、これまでの消費拡大対策についてはもう少し一体的かつ戦略的という形で、統一の取れた形で展開していくのではないかとということが基本計画の中でも明記されることになっておりまして、そういった全体の中で一体的かつ戦略的な消費拡大運動を進めていきたいというふうな方向で考えているところということでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

衛生管理課長、ありますか。お願いいたします。

栗本衛生管理課長 福岡委員の御質問といたしますが、御要望に補足をさせていただきたいと思えます。

肉骨粉の有効利用につきましては、お考えのとおりだと私も思っております。13年のBSEの発生以降、かなり広目に飼料の利用あるいは肥料の利用について、全部とめるという方法を取っております。チキンミール、フェザーミールなどのように、安全性が確認されたものについては利用を再開するという事を順次進めてきております。

本当に健康な牛の肉骨粉であれば、委員がおっしゃるように、使えるというはずなんですけれども、食品安全委員会でも審議されておりますけれども、今の検査方法というのは、検出限界などの問題があって、必ずしもすべての感染牛を摘発できるというものではないということもわかっておりまして、そういった観点から、BSEの発生国では反芻動物の肉骨粉を使うということについては非常に慎重になっております。ですから、反芻動物の肉骨粉については、えさに使うといったことについては、しばらく時間がかかるだろうと思っております。

豚の肉骨粉につきましては、先ほど来、御紹介がありますように、しっかりした分離措置ができれば使ってもいいという、これは食品安全委員会の答申もいただいております。EUでは、まだ利用再開していないものを世界に先駆けてと言ってもいいのかもしれませんが、日本が先に豚肉骨粉の利用再開をするということでもございます。

安全性が確認できたら、科学的に安全だということが確認できたものは、今後とも利用していくという、それは引き続き消費者の御理解もいただきながら進めていきたいと思っております。

生源寺部会長 そのほかにもございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 質問ですが、乳用種の牛肉なんですけど、一つは品質向上を図らなければいかんという中で、研究会の報告を見ると、B2が83%、B3が11%という状況が載っています。

まず、これは乳雄だけなのか、廃用牛は含まないのかという単純質問が一つと、B2からB3に上げていくには単に肥育期間を伸ばせばいいのか、それ以外の飼養技術があるのか、それは難しいのか。今は18から20カ月ぐらいですか、肥育期間を伸ばすと当然コストもかかるわけで、価格との関係、その辺が難しくできないのか、その辺の絡みを一つ教えてほしい。

同じくもう一つは、品質でドリップ、肉汁が出やすいというふうに書いてあるんですが、これを減らす飼養技術というんですか、それは難しいのか、どうなのかという話です。品質向上の質問が一つ。

それから、表示の話も出たんですが、国産牛、乳用種というのは一般消費者みんなが知っているのかどうかという点。何かアンケートがあるのか。というのは、今後の表示の検討とか、ブランド化の検討なんかで関係する話かなと思うので、その辺の質問です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございますでしょうか。

中山委員、どうぞ。

中山委員 一つだけ質問します。

乳業再編整備対策事業の補助率なんですが、大手乳業とそうでないところに補助率が違う。これが創設されたときの事情と今とは大変違っているんだと思いますが、この根拠は何かと。

それから、チーズのことで言えば、ここで想定されているチーズ工場をつくったときには、ホエーの処理なんか大変問題になってくるわけです。ホエーを処理する技術というのは、かなり高度な技術を要します。日本のトップメーカーでも、それだけ十分処理できる能力を持っている会社があるかどうか、私は疑問だと思います。

そういう意味では、本当にチーズの国際競争力を持つ生産体制をつくるならば、こういう大手、その他と分けられるぐらいなら、つくるところにもっと補助を出した方が、より国際競争力のあるチーズ工場ができるのではないかと。

あわせて、ガット・ウルグアイ・ラウンド後の世界の乳業の状況を見ると、国境を越えて世界の乳業会社は統合を進めていって、恐らく1社で1000万トン以上の処理をしている会社が幾つもできてきております。そういう競争の時代に入った中での国際競争力あるチーズ工場、チーズ生産体制をつくるならば、ここの考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 そのほかいかがでございますでしょうか。

秋岡委員、どうぞ。

秋岡委員 私、牛乳の消費拡大のことについて感想なんですけれども、来年度から牛乳の消費拡大を一生懸命というのはすごく賛成で、ぜひいろいろやっていただきたいと思うんですけれども、今どういう人がどういうふうに牛乳を飲んでいるのかというと、チーズ

はあれですけども、牛乳の場合は、例えば機能性のアピールだとか、暑いのに牛乳が売れなかったというお話もあったんですが、個人的には、それは当然なのかなと。飲みたいものもたくさんありますし、今は健康のためにとか、カルシウムのために牛乳を飲むという人が、特に若い世代でどれだけいるのかな。

そう思って私も牛乳を買いに行っても、乳脂肪分が何パーセントというのがあるくらいで、牛乳が嗜好品かどうかというのは多分議論が分かれると思うんですが、私なんかは普通に牛乳とジュースと買うときにどう違うのって、選ぶときには、牛乳は別のものとかって余り思っていないくて、例えば牛乳を商品として置いてあるときに、例えばコクがあるとか、のどごしがいいとか、甘いとか、何とかっていう、いわゆるテイスต์でどれだけ選ぶようになっているかという、大体は濃いですとか、薄いですとか、太りませんとか、そのくらいで、時代はもう少し違う方に行っているのかな。

確かに嗜好品かどうかというところで一つの議論の分かれ目はあると思うんですけども、そういうふうに見てみると、いろいろなものって、和食でいくか、洋食でいくかという選択もあると思いますが、ライフスタイルとしてどう牛乳を飲むというのを選択させるかというような今までの牛乳の消費拡大とは違った視点で取り組んでいかないと、何か難しいのかな。

例えば、今から電車でお帰りになるときに、今だとフィットネスクラブの広告とかすごくたくさん出ていますし、おうちに広告も入ると思いますが、今フィットネスクラブですごくはやっているのはヨガなんですけれども、ヨガというのは昔のインドの瞑想のヨガじゃなくて、アメリカ経由で入ってきたハリウッドヨガだとかパワーヨガだとか、女優さんとかモデルさんがやっている、昔のインドのヨガとは全く違うものが女性の間ですごく受けていて、そのためのグッズをセットにしたバックを 20 何万でブランド会社が売り出すと、それが飛ぶように売れて、それは別にマットがほしいわけでもカバンがほしいわけでもなくて、私はヨガを習いに行くわというときのライフスタイルに合ったバックというものをうまく提供すればバックが売れるという時代になっていて、牛乳もそういうふうに今までとは違う形で、一つのそれを入れた生活というものがどういうものなのかというのをわかるようにして売っていただけるといいのかな。

もう一つ、そういう意味では、牛乳を買ってもらおうというときに、20 代、30 代の女性がメーンターゲットになっていると思うんですが、周りでは 20 代とか 30 代の男性が牛乳にとてもうるさくて、この牛乳じゃなくちゃ嫌だとか、その世代、割と男性の牛乳を買

う人というのは、余り大事にされていないような気もするんです。

そういう人たちは、例えばワインであればボディがどうか、のどごしがとか、いろいろありますけれども、そのくらい細かくうるさく言って、これは何々だから僕はこの牛乳というふううるさく言う人たちがいて、そういうサイトもあるという話を聞いたんですが、そういう声なんかにもぜひ耳を傾けていただくといいと思います。

人口的な需要構造という意味では、最近見たデータでは、15歳以下の子供の数よりも家庭で飼われている犬と猫の数の方が多いとか、日本の需要構造自体が物すごく変わってきているので、来年度以降、新しい視点で楽しい消費みたいなものを展開していただきたいですし、そういう意味では、斜陽、衰退化しているものの一つにスキーというのがあります。

スキーの場合は今シーズン、ANAとJALとJRが組んで、個別商品名を出さないで、要するに、みんなでスキーに行きましょうよというだけのテレビコマーシャルを、三つのふだんライバル会社で絶対一緒に広告をやるはずのない人たちが、しかも自社の個別ブランド商品名は出さずに、JAL、ANA、JRというロゴだけを出すというので、ダチョウが3匹飛んでいる広告を1シーズン打つとか、そういうふうに画期的に業界の中でアライアンスを組んで消費拡大しようというところは既に先駆けているところもあるので、牛乳なんかもせっかく生産者の大事なお金を集めてということであれば、そのくらい思い切ったことをやっていただけたらいいなというふうに思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中山委員、どうぞ。

中山委員 秋岡さんが半分、私の目を見ながらお話になりました。（笑声）

先ほど今さんから御質問あったことに対して、松島乳製品課長から、行政としての消費拡大についてお話がありましたけれども、私見を踏まえて、そのことについて意見を言わせていただきます。

確かに、牛乳・乳製品というのは既に日本の消費者の本当に基礎的な食料品になっておいて、かつ牛乳等々についてはかなり差別化のできない難しい商品になっております。

そういう中で、過去ずうっと普及協会ということを通して業界で消費拡大活動をやってきたんですけれども、費用対効果に業界のいろんなところから疑問も出て、日本酪農乳業協会、J-MILKという新しい組織になって、そこでは、いわゆる商品としての宣伝で

ありますとか、広告でありますとか、あるいは一般的な販促活動は、それぞれの企業でやるんじゃないかと、そして、そういう枠を越えたベーシックなところで J-M I L K で消費拡大はやっていこうと、こういう一つの考え方で J-M I L K にその活動は統合されております。

今、J-M I L K では 3-A-Day 活動という名目で、1日3回、乳製品取ろうということなんですが、3-A-Day 活動のバックボーンというか、コンセプトをどこに置いてやるかというところで多くの議論が J-M I L K の中ではあるんです。

生産者の皆さんから 8 億円用意したから、乳業会社も、乳業の方も 8 億、金出して一緒にやろうではないかというときに、何をやるんだということではいろいろ議論があって、それは成立しなかった経過があります。

私は、これからの牛乳・乳製品の消費拡大で、今までの常識と違うようなことが食品栄養学だとか医学の分野でかなり新しい知見がたくさん出ています。特に 20 世紀後半のゲノムだとか、分子生物学の技術を使ったりして、遺伝あるいは、その物質の人間の生理に及ぼす影響等々について、従来の古典的な栄養学で言われたこととは違うことが幾つもあります。

二つばかり紹介しますと、一つは日本の食生活の中でカルシウムが足りないからカルシウムをたくさんとろうと。カルシウムを多く含んだものを食べればいいじゃないかということで、そのときに牛乳だとか小魚だとか野菜だとかという名前が挙がってきましたけれども、今の新しい所見では、そればかりでなくて、牛乳中のある種のたんぱく質、ペプチドと一緒にとることによって、牛乳以外の他の食物のカルシウムの吸収率を高めるという新しい所見があります。

そういうのは従来のとは違ったことですから、産学一体となって、日本の食生活でカルシウムが足りないならば、もっと牛乳をとろうじゃないかという、こういう視点で訴えていくというのは大変いいことだと思います。

もう一つは、アメリカで盛んに言われて、例えばアメリカのニューズウィークとかいう雑誌がありますが、ことしの 1 月何日号だと思いますけれども、ミルクを飲んでダイエットしようという。これはアメリカンハートアソシエーションとかという、乳業会社でもなければ、生産者でもなければ、心臓の学会みたいなところですね、そういうことが呼びかけているんです。

そのベースになっている考え方は従来、日本にも物すごいニーズが多いですね、ダイエ

ットしたい、少しの食事で健康でありたいという両方の方々に対して、日本でもそうですけれども、食事を出すと、これは何カロリーだと書いてあるんですね。ところが、それでは本当に健康でダイエットできるのかということで、新しい物の考え方で、100 カロリーの食事にどれだけの栄養密度があるんだということで、食品別に食密度という物差しを持ってきますと、ミルクが大優等生ですね。

同じ 100 カロリーを与えるのに、各栄養バランスはどれが一番いいかというと、理屈抜きに神様がくれたバランス栄養食品ですから、いいのが当たり前ですが、それでミルクをベースにしてダイエットのメニューを組むんですね。そうして食べると、アメリカのところに書いてあるんです、ダイエットになります。女性がうれしいんだと思いますが、ボディシェイプラインがきれいになりますと書いてある。

そんなことで、アメリカなんかでは今、本当に見直されて、ミルクをとってダイエットになろうとか。そのほか幾つも見があります。

もう一つ紹介するのは、ヨーロッパで戦時中に胎内にいた人は今 60 代ぐらいなんですかね、成人病になるのが、それ以外の人と明らかに差があるというわけです。だから、胎内にいるときの栄養をちゃんとしなければいけません。それが日本ではだれがやっているんだといったら、母親独自の食生活で、そこに対してミルクというのは非常に重要だと思います。

そういう新しい所見がありますから、そういう新しい所見、新しい知見をもとにして、国民の消費者の皆さんにミルクの評価を変えていかなければ、それは個別企業の宣伝だとかそういうこと、例えば明治乳業が、うちの牛乳を飲んだらダイエットになりますなんて言ったら、ばか言うんじゃないと言って怒られるに決まっています。それは商業主義だと思われるからなんですが、本当に産学でそういう新しい所見でもって地道にやっていかなければならないと思います。そういう意味では、これからの牛乳・乳製品の消費拡大なんかには、そういうふうに行きたいと乳業界では思っています。

そのことについて行政側からも応援をいただきたいと思っておりますが、それを期待値として需要予測の数字に挙げるというのについては、プラスアルファにしておかないと、それをやると脱粉がふえるなんていって、だから、今度の脱粉対策は要らないなんていうことになると、あれはお約束できませんけれども、牛乳・乳製品全体の消費を上げていくことには、今御指摘のような形で、新しい視点を変えた消費拡大対策は必要だと思います。

済みません、お時間をいただきました。

生源寺部会長 そのほかにいかがでしょうか。

かなり御質問等がありましたので、ここで役所から御回答いただきたいと思います。

食肉鶏卵課長。

佐藤食肉鶏卵課長 中村委員からありました乳雄の関係で、乳雄の規格がB 2、B 3で、廃用牛はC 1とかC 2といったようなことだそうです。

それと、お渡しした資料の中に、ドリップの出にくい肉にするにはどうするかということですが、肉汁が出るというのは、まだ成長過程にあるということで、成長曲線にあわせた肥育方法ということで、前半で十分に増体させて、発育がとまりかけたところでと殺すれば、肉汁が出にくくなるのではないかとといったような指摘も、この研究会報告の中でも言われております。

それと、B 2とB 3の関係ですが、B 3にするには肥育期間あるいは穀物肥育ということで、えさ代や何かがかかってしまうということにどうしてもなってしまうだろうということが、研究会委員である学識経験者の皆さんから言われております。

ただ、流通業者の皆さんからすると、何もかもB 3じゃなくて、B 2でもいいと、手ごろな価格でのB 2の規格が求められているということもあるので、そのところは商売ベースなので、どこにニーズがあって、どのようなものが必要なのかといった点から、自分たちでどうした飼育あるいは肥育管理をしていくかということをよく検討していくべきではないかという指摘がされたところでございます。

それと表示の関係で、国産牛肉に乳用種牛肉が含まれていることを知っていたかということについて、去年、中央畜産会の方で3000人の二十歳以上の男女にインターネットでアンケート調査をしたところ、乳用種が国産牛肉に入っているということについて知っていたという人が16%、聞いたことがある程度あるという方が31%、逆に知らなかった人が52%というふうなことで、まだまだ乳雄に対する一般消費者の認知度は低いと思っております。こうしたいろんな取り組みが必要かなと考えているところです。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございました。

牛乳乳製品課長、お願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 中山委員から乳業再編事業の補助率の御質問がございました。大変技術的な質問でございますけれども、政策の中には財政的な支援という形で補助金以外にも、例えば低利融資ですとか、税制上の優遇措置とか、いろいろあるわけでございます。

こういったものを政策の手段として用いるかということにつきましては、その政策の重要性とか、事業主体の負担能力といったものを総合的に勘案して決めていく。その中で補助事業というのは直接国費が投入されるわけでございますので、政策の重要性も高いし、また負担能力が比較的小さい方々に対する支援という位置づけだろうと思っています。

この乳業再編事業でございますが、中山委員から話がございましたように、大手乳業者の場合には5分の1の助成という形になってございます。大手乳業者は資本の額または出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超える乳業者という定義づけでございます。乳業再編、政策的な重要性もあって推進しているわけでございますが、他方で、その事業主体も相当裨益する部分もあるかと、また自己負担能力もあるということで、大手乳業者につきましては5分の1という形になっているわけでございます。

それから、2点目のホエー処理でございます。確かに、ホエー処理につきましては、チーズ生産を拡大していく上で大変大きな問題だと思っております。したがって、再編を進める上で、ホエーの共同処理といったものも視野に置きながら検討いただければと思っております。

3点目が国際化に対応した日本の乳業といったことかと思えます。世界の乳業界を見ますと、ヨーロッパ諸国で大手乳業の合併が進んでおります。例えばニュージーランドですと、ニュージーランドの生乳生産量の9割を超える取り扱いを誇るフォンテラという会社ができたり、大企業化が進んでおります。欧州では日本全体の生乳生産量を超えるような乳業メーカーも現実には設立されているという時代でございます。

日本の乳業も、そういった大手と国際化のもとで競争していくという中で、今回御提案していますチーズ工場の再編といったものは、地理的には大手乳業が対象になるかと思っています。これまで乳業再編事業は中小乳業の工場の再編といったものが主たる目的でございましたけれども、今後はそういった国際化もにらんで、大手乳業間でも共同しながら、国際化の中で、日本乳業のまた酪農の確立を推進していければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。少し予定の時間を超過しておりますが、いかがでしょうか。

後ほど御意見をいただく時間、あるいは意見開陳の時間がございますので、もしなければ、一応ここで一たん休憩を取らせていただきたいと思います。

私の前の時計で 15 分ほど、3 時 58 分ごろまでを休憩の時間といたしたいと思います。
それ以降、意見開陳等を行うということにいたしたいと思いますので、必要な御準備を
お願いいたします。

それでは休憩いたします。

午後 3 時 38 分休憩

午後 3 時 58 分再開

意 見 開 陳

生源寺部会長 部会を再開いたしたいと思います。

以下、まず専門委員の方で専門的視点からの御意見等があれば御発言いただき、その後、
委員並びに臨時委員の皆さんから御意見の開陳をお願いしたいと思います。

また、戸塚委員代理におかれましては、委員代理ということでございますので、表決の
意味を持ちます意見開陳の場ではなく、もし御意見があれば専門委員の御発言と並んでお
受けいたしたいと思います。

専門委員の皆様から、既にかなり活発に御意見をいただいておりますけれども、さらに
御発言があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、意見開陳に移らせていただきたいと思います。御意見は御自由にお述べい
ただきたいわけですが、お 1 人 3 分といたしましても、すぐ計算するとわかるように、か
なりの時間を要することになりますので、重複する意見がある場合には、その旨をおし
ゃっていただければ結構でございますので、できるだけ簡潔にお述べいただければありが
たいと思います。

委員及び臨時委員の皆様には、本日の諮問案を審議するに当たり参考として示されまし
た試算値についての賛否、賛成反対、この点を明らかにした上で、御意見の開陳をお願い
いたしたいと思います。順番ですけれども、増田委員から開始していただき、次に臨時委
員の皆様につきましては、50 音順ということで、足立委員から順番にお願いをいたした
いと思います。

それでは、増田委員からお願いいたします。

増田委員 平成 17 年度畜産物価格等に関します諮問案の原案につきましては、異議はございません。賛成でございます。

続きまして、私の意見を少し述べさせていただきます。

このほど新しくまとまる基本計画の見直しの中で、生源寺部会長が取りまとめ役になってやってこられたわけですが、担い手というのが一つの焦点になっていると思っております。

きょう、お昼休みの団体からの要請を受ける場で部会長御自身も、「よく考えて前向きに行動する農業者を応援する」と紹介しておられましたが、畜産の分野においては何よりも女性の畜産家だと私は最近、特に認識を強くしております。これに関しましては、何よりも大事なものは女性の畜産家の足場をしっかりと固めること。

これには、とりもなおさず、家族経営協定の締結推進と認定農業者数をふやすことだと思います。当然御存じだと思いますが、18 万人おります今の認定農業者の中で、女性は 3600 人です。わずか 2 % です。畜産女性に至りましては 286 人しかおりません。施設野菜や果樹に比べて非常に少ないのが残念でございます。実態を見ますと、畜産は多くの部門を女性が担っております。

そこで、アウトソーシングというのがありますけれども、コントラクターの活用、酪農ヘルパー、肉牛ヘルパーの活用などを進めながら、女性の畜産家への支援といえますか、理解を前進させるのが、この時期、一番考えてほしいことではないかと考えております。

2 番目に、ことしの大変なテーマになりました乳用種でございます。ここで考えていかなければならないのは、先ほど中山委員が質問しておられましたが、肉質向上に向けての気遣いを飼養形態の中で考えてほしい。

和牛は飛行機で言えばファーストクラス、総検づくりみたいところに飼われていて、私が見学させていただいた乳用種の飼われ方はエコノミークラスです。エコノミークラス症候群になりかかっている牛肉ですから、今の段階で肉質はあまり期待できないというのが実態だろうと思います。畜産農家の方に伺いましたら、えさと環境が肉質に大きく影響を与えるということも教えていただきました。どうか乳用種の肉質向上に向けての気遣いをお願いしたい。

それから、もう一つだけ。先ほど来のチーズの生産拡大のお話です。ただいま消費者の目はナチュラルチーズに向いておりますが、国産はわずか 10% というさみしい割合でござ

ざいます。国産でナチュラルチーズをつくっても、好まれるだろうかという心配も聞かされてはおりますけれども、ちょうどワインの初期のころに似ているんじゃないか。

チーズというのは割にファッショナブルなトレンドな食べ物でございます。ワインを思い出してみましても、あの当時は　　ポートワインという甘いワインが日本では一世を風靡していた時期でございます。最近では国産でヨーロッパのワインに負けないようなものも出てきておりますから、チーズにも同じことを期待したいと思っております。

そのためには、消費者ニーズを上手につかまえて、プロセスチーズではないナチュラルチーズの生産に向けて、団体と企業と行政が同じ歩調で、同じ目線で、ちょっとスピード感を持ってチーズの消費拡大に取り組んでほしいというお願いがございます。

以上です。

生源寺部会長　ありがとうございました。

足立委員、お願いいたします。

足立委員　平成 17 年度畜産物価格等の案については賛成いたします。

それから、私は生活者の立場と食育についての実践的な研究をしている立場から、3点、意見を述べたいと思います。

一つは、消費者ニーズに合ったというキーワードが今回も随分審議の中で使われてきましたけれども、本当に消費者ニーズに合うというのはどういうことかということ、きょうのいろんな議論の中にもあったように、栄養的によいことだけではなくて、おいしいことも、価格に合っていることも、そうしたものが例えば家庭内での保存とか調理とか、そういうことにも無理がないことだとか、それから廃棄の問題も含めて、かなり複眼的に、その商品なら商品が、食物なら食物が暮らしに合っているかどうかということ、消費者のニーズを組み合わせる中で複眼的に検討していかなければいけないんじゃないか。

そのことが今回の議論の中でも大変遅れているというか、難しいかなという印象を強く受けました。例えば今回の話題のチーズについても、繰り返しですけれども、チーズの開発を反対しているんじゃないんですけれども、ヨーロッパや外国で育ってきたあのチーズのイメージで、日本がこれから日本人のためのチーズを開発しようという、そのあたりについてもう少し議論が必要なんじゃないか。

そうすると、先ほども発言しましたように、ご飯という主食との組み合わせの中で、もっとおいしい、新しいおいしさを創造していくような、つくり上げていくような、そういう……。それをチーズと呼んでいいのかわからないんですけれども、言葉は使って

もいいと思うんですけども、日本流チーズとっていいのかわかりませんが、チーズのアイデアに学びつつ、日本の食文化の特徴を生かした、もう一味違ったチーズとっていいんでしょうか、何かそうしたものを開発していかなければいけないんじゃないか。

そうすると、それは一つの企業とか、ある特定の人たちだけではなくて、かなり消費者のニーズに関連したいろいろなバックグラウンドの人たちによるプロジェクトチームで、新しい対応についての検討がされていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。それが一つです。

二つ目は、そうだとすれば、その基礎研究みたいなもの、これは毎年、私申し上げているんですけども、食品についての総合的な研究システムの構築が必要のように思います。今申し上げましたような、人間にとってどんな食物がよいかということについてももちろんなんですけれども、実は基本的な研究がかなり手遅れであることがいろいろわかってきました。

例えば今回、4月1日から厚生労働省は食事摂取基準という新しい名前をつけた形で栄養所要量をバージョンアップして提案します。そのための資料収集の中で、非常に大きなことが一つわかりました。日本人にとってのカルシウム摂取の必要な量の基本データがないということです。関係者としては恥ずかしいことを申し上げなければいけないんですけども、外国の研究成果、外国人を使った研究成果または動物実験を使った研究成果は山とあるわけなんですけれども、日本人のこうした食事パターン、こういう風土の中で暮らしている日本人のデータがほとんどないということです。

ですから、さっきの中山委員の御発言のように、新しい機能性成分の研究ももちろん必要だし、その知見も活用しなければいけないけれども、実は最も基本的な主要栄養素としてのカルシウムの摂取をめぐる日本人にとっての使えるデータがないということもわかっておりますので、そうした原点に戻った形の食物の機能、栄養成分等についての研究も含めて、先ほど申し上げましたように、複眼的な研究システムの構築が必要なんじゃないかということです。

3番目は、そうしたことをベースにして、いわゆる科学的な根拠を持った食育の進めます。いろいろな形で進められてきていますけれども、食育という場合には、生産から消費まで、そして体内での栄養の営み、そして生命価値を営むこと、また次の生産に労働力を再生産していくという食の循環性のイメージをしっかりと子供たちも、生産者も含めて、お

互いに共有する中で、一体日本人にとってどんな農業のあり方とか畜産のあり方がいいかということをもっと議論できるような、そういう場の提供という意味での食育、それは先ほどから申し上げていますように、かなり複眼的な物の見方をベースにしていけないとできないんじゃないかなということ、是非こうした視点を落とさないように検討を続けてほしい。

ですから、三つ意見として述べましたけれども、共通に複眼的な物の見方の中で、本当の意味での消費者の日常生活に根差した消費者ニーズというものをきちんと把握していただきたいということです。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

石川委員、お願いいたします。

石川委員 平成 17 年度畜産物価格等の試算値には賛成いたします。

賛成の理由としては、肉用子牛に関しては研究会をつくって新たに見出しました数式ですし、他の二つも現在はいいだろうと思われる数式に則って算出されたものなので、その意味で賛成いたします。ただ、この三つとも、この数式が本当にこれでいいのかどうかの検討といいますか、研究は今後とも続けていただきたいなと思います。

意見といたしましては、日本の食料自給率の向上が非常に大切だと私は思っております。日本は世界の食料品の輸入国です。世界の人口から見たら、こんなちっぽけな国が世界の食料の輸入国であるということは大変わがままだし、恥ずかしいことじゃないかなと思います。

アメリカで B S E が発生した、中国で鳥インフルエンザが発生したというと、輸入禁止になって食料が足りなくなるといって慌てる。また、中国が大変発展を続けておりますけれども、中国が今まで輸出していたものを、油にしる、粉にしる、自国でいいものを消費し始めるようになったら、本当に日本には入ってこなくなるんじゃないかと思って心配しております。

今回の試算値ですけれども、自給率向上につながる再生産可能のための補給金等の金額ですので、是非こういうものは有効に使ってほしいなと思います。

そして、消費拡大も大変議論されておりましたけれども、もちろん私も賛成です。例えば象徴的に出てきました脱脂粉乳にしても、世界で飢えている人が 8 億人いるというときに、そういう方たちにとっては、この脱脂粉乳というのはすごく貴重な食材だと思います

けれども、残念ながら、今の日本の消費者にとっては、脱脂粉乳というのは余り見向きもされない。もし自分がもらったとしても、そう上手には使いこなせない食材だと思います。

先ほど江藤委員から脱脂粉乳入りのパンとかうどんとか、既に開発されて試食をしてもらう段階になっているというお話がございましたけれども、食品企業では、おいしいものを生産して消費者ニーズに応えていってほしいと思います。

ただし、この場合の消費者ニーズ、さっき足立委員からもそのことが出ていましたけれども、わがままな意味の消費者ニーズではなくて、健全な食生活の普及と表裏一体となった形での消費者ニーズにこたえていってほしいなと思います。

消費拡大運動というのは一発のものではなくて、じわじわ定着するような形で進めていきたい。それこそ平成 27 年度を目途に食料の自給率も新たに決まります。ですから、こういう健全な食生活の普及というのも、それこそ 27 年度を着地点にして、きっちり進めていただきたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございました。

犬伏委員、お願いいたします。

犬伏委員 畜産物価格等の諮問案は、このままで私も了承します。

ただ、留意すべき事項というところなんですけれども、先ほど来、いろいろ出てきておりましたけれども、補助金ですとか、助成金という部分、全く何もわからない一般消費者の立場から言いますと、何のための補助金か、何のための助成金かというところをしっかりと広報していただきたいというのが私の第一のお願いです。

私どもで、あるインターネットを調査してほしいという話がございます、アンケートを取りました。そのときに、「どうして。企業がみんな自分の広告をするんでしょう。何で全然違うところが広告をしているの」というような話がかかり聞かえたんですね。

つまり、公的な施設と言われるところが、食肉を食べなくちゃいけませんとか、あるいはお砂糖を消費してくださいというような広告といたしまして、PRのものがありまして、そのインターネットを調査するというアンケートをしたときに、そういう意見が消費者の中から出てきています。

私どもの団体では自給ということを物すごく意識している高齢者が多くいるような団体でございますので、自給率を上げたいという思いは常日ごろ持っているわけです。

ですから、自給ですとか、国産というものに対して、生き物相手の農産物というものに

対しては、それなりに私たちの税金を使っていかなかったら、この国土も、国土の環境という意味も、そして食料という意味からも、私たちにとって必要なものなんだ、そのために補助金という形でありましたり、助成金という形でありましたりして投入しているんだよという話を常に繰り返し、新社会人というか、いろんな新しい人間が出てきますし、高齢になっていく人間は忘れていくことがありますので、こういうものがありますときに、こんなふうな補助金があるよ、こういうような助成金があって、審議会でこれでオーケーされたよだけで終わりますと、一般人のところに届かないんですね、意味合いが。

そこで留意すべき事項というところに、是非そういったことを書いていただきたいというのが私からの要望です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員、どうぞ。

今委員 平成 17 年度畜産物価格等については、詳細に計算し尽くされていますので、やむを得ないかなと思います、脱粉の在庫等もありますので。

ですが、北海道向けにはいろいろな対策が取られていますけれども、同じ生産者である都府県の生産者のためにも、消費拡大に対して取り組みを強化していただきたいということと、乳用種の保証価格が下がるということは直接酪農経営にも響いてくることですので、こういった面でもしっかりと考えていただきたいと思います。それと、コストの面とか、先ほど意見として出させていただきました。そのようにお願いしたいと思います。

増田先生がおっしゃっていた女性の立場の足固めとか、家族経営協定の締結というところは、これからとても大切なことになってくると思うんですね。そういうところにぜひ力を注いでほしいと思いますし、これは女性自身の問題なんですけれども、自分を高めようとする意識を持つことが、自分自身が大切なんですけれども、なかなか動かないというところで、そういったものも一緒に考えられればいいかなと思っています。

それと消費者交流。何度も言うようですが、食育、酪農教育ファームということに努力している酪農家の活動に対しても理解を示して御支援をいただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

大野委員 17 年度の畜産物価格等の諮問案については賛成いたします。

1 点だけ要望をさせていただきます。畜産環境でございます。

昨年の予算なり、また法律施行に伴いまして、国の格段の支援を受けまして、99.4%という非常に高い率で整備ができました。このことは非常にいいことですが、環境を整備するということは莫大な量のたい肥が発生してまいります。これらをきちんと農業に使っていくということが必要であろう。

また、率直に述べまして、畜産の分布というのは、農地と畜産がうまくバランス取れておりません。相当固まっておることなので、場合によっては移動させなければならない。そういうことでありますので、たい肥の有効な利用ができるような取り組み、例えば耕畜連携をさらに強化していく。それができないところにおいては、ほかに指導していく、高度利用も要る。例えば炭化をすると。炭にして、ほかに使っていくとか、いろんなことを考えなければなりません。

私ども団体の方でもそれを取り組んでおりますので、さらにこういう面の御支援を賜りたいという点の要望であります。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員、どうぞ。

岸委員 試算値につきましては、すべてこのとおりでよろしいのではないかと思います。関連することで、一つだけ申したいと思います。今まで多くの委員から多方面にわたって意見とか提案、要請、いろいろ出ておりますから、特に付け足すことはないんですが、今日はチーズにこだわっております。

既に増田委員、足立委員からも出ておりますけれども、限度数量5万トン減らすかわりに、4万トン別途チーズ向けの生産枠を増やすということが合意されているわけですね。それで、先ほどいただいた資料を見ますと、「生産者の努力により増加する」と書いてあるんですね。生産者の方はなかなか大変だろうと思うわけです。

先ほど課長は拡大意欲を促すという表現でおっしゃいましたけれども、これをどうするかということ具体的に考えると、なかなか難しいんだろう。結局のところ、一つはパイそのものをふやすということですね、消費量を大きくするということが、もう一つは輸入品を食うという、この二つしかないわけですね。

後者の方、つまり輸入品を食うということについて言いますと、確かに昔の石鹸みたいなチーズではなくなって、今は大変おいしい国産チーズが出ております。私もおいしいチーズを食べているんですけれども、もう一方のパイ全体を大きくする、なるかどうかとい

うのは、先ほど質問もしましたけど、結構大変だろうなと。

パイを大きくするにはどうしたらいいのかということを考えてみますと、これは足立委員がおっしゃったことと若干共通するかと思いますが、我が家の状況を考えてみますと、和食に合うものを何かつくらなければいけないという気がするんですね。我が家は、そもそも3食ほとんどご飯ばかり食べているんですね。そういうものがチーズをより多く食べるにはどうしたらいいかということを考えているわけです。そういう料理をぜひひとつ工夫をしていただきたいなということを思って、私、何とか女房に食べさせたいという…。

今度、農林水産省ではフードガイドというのをお作りになるんだそうですね。あれは料理という形で示されるということを知っていますので、その中に何かこういう知恵がありましたら、ぜひ出していただけたらいいんじゃないかということを思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

土井委員、お願いいたします。

土井委員 平成17年度の畜産物価格の諮問案については賛成いたします。

ただ、獣医学の立場から一言だけ意見を述べさせていただきます。

家畜生産への影響を考えますと、当然のことながら、家畜伝染病の発生は非常に大きな問題でありまして、我が国における口蹄疫であるとか高病原性鳥インフルエンザの発生に際しましては、幸いにして家畜衛生行政関係者の適切な対応によって早期に抑え込むことができております。

ただし、私、職業柄、よく東南アジアなんかに行くんですけども、日本の近隣諸国にはいろんな家畜伝染病が常在していると言っても過言ではないという状況にありますので、これからも家畜伝染病の防衛対策といえますか、防御対策に関しましては、それが機能的に活用できるような形を取っていただければなというふうに希望いたします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

内藤委員、お願いいたします。

内藤委員 述べさせていただきます。平成17年度の畜産物価格等につきましては、経済状況等畜産を取り巻く諸要因を考慮すれば妥当なものと考えます。

次に意見を述べさせていただきます。

御承知のように、畜産は耕種と異なって多額の初期投資を必要とする、また多額の運転資金を必要とする、あるいは周年労働を強いられるなど難しい生命産業であるというふうに認識しております。しかし、国民にとっては極めて重要な食料生産の分野であります。については、多様な畜産振興のための関連対策を考えていくべきであると考えます。

しかし、事務局のお話等にありますように、国の財政状況あるいは牛閔財源の減少等厳しい状況がある中で、今検討されております新しい基本計画の推進を基本に、財源は効果的に使われるべきものと思います。その上で幾つかの意見を申し上げたいと思います。

一つは酪農、食肉共通の課題であります。今申し上げました基本計画あるいは酪肉近代化の基本方針で示されております牛乳や食肉の生産努力目標を達成するためには、かなり関係者が努力して意欲のある担い手の育成・確保を図る必要があるのではなかろうかと思えます。

これらの担い手が意欲をもってみずから農業経営の発展を目指すためには、ただ規模の拡大や生産性向上だけを求めるのではなくて、ゆとりある経営を求めていかなければならないであろうと思えます。そのためにも、酪農経営や肉用牛経営など畜産経営におけるヘルパーのさらなる普及・定着を図ることが必要であると思えます。

今、私は担い手という言葉を使いましたが、畜産における担い手というのは、いわゆる水田等耕種における担い手とはかなり違うものがあるのではないかと思います。早急に畜産関係者が知恵を出し合って、畜産振興における畜産の担い手とはどういうものなのかということの意思統一を図っていく必要があるだろうと思えます。そのための手立てをぜひ国指導で進めていただくことが必要と考えます。一般には、水田等耕種側における担い手は、認定農家イコール担い手ですが、畜産においては、先ほど増田先生からもご意見がありましたように、違うものがあると思えますので、ぜひそこを考慮した検討をお願いしたいと思います。

第2点目の食肉関係についての意見であります。あえて言うまでもありませんが、肉用牛及び豚は国民の食生活にとって不可欠な動物性たんぱく質の重要な供給源であります。自給率向上のためには、今後とも国産の食肉の生産拡大を図る必要があると私は思います。そのためには、現在もやられておりますが、肉用牛生産基盤の安定化あるいは養豚経営の体質強化のために、地域における多様な取り組みへの支援を通じて、経営安定のための対策を今後とも実施していくことが必要ではなかろうかと思えます。

3点目ですが、環境問題でございます。先ほど午前中、事務局からの説明がありました

ように、国あるいは農業団体の大変な努力によりまして、99.4%まで家畜排せつ物法の対応が取れたということは高く評価すべきではなかろうかと思えます。

しかし、現地に足を向けて実態を見てみますと、防水シートなどを使った緊急避難的な対応がまだかなり見受けられます。その点、今後とも施設整備をしたいと思っている農家がいるのに対して対策を取るべきだろうと思えます。先ほど事務局が、さらにこういう厳しい財政の中で対策を取りつつあるというお話でございますので、問題ないと思えますが、その場合に規模拡大など経営計画をしっかりと見据えた上での施設投資が今後とも必要であろうと考えております。

今後、環境問題を考えるときには、単なる畜産のふん尿の処理ではなくて、まさに循環型農業をしっかりと確立するんだという基本的な考えのもとに、諸施策を進めていく必要があるのではないかと思います。

また、現地を見ますと、特に養豚関係の一部には立派な施設はできたけれども、いわゆる微生物が死んで、ただ水の垂れ流しという事例も中にはあります。そういう意味では、施設をつくって有効活用する、すなわち施設の本来の能力を出すためには技術指導等、ノウハウの指導が今後とも大事ではなかろうかと思えます。この問題はたい肥でも同じことがいえると思えます。

第4点目ですが、自給飼料基盤の強化でございます。新しい見直しの中でも粗飼料等は100%を目指すという非常に前向きな施策が取られて、私も全面的に賛成であります。自給飼料基盤の強化対策につきましては、食料自給率とも関連する大事なことだと思います。家畜ふん尿の適切な還元を図る上でも大事なことです。自給飼料基盤の強化と深く関係します土地利用型酪農推進事業ですが今後とも見直し等もあろうかと思えますが、この事業は重要でありしっかりと位置づけて進めていく必要があると思えます。

特に国際関係ではWTO上も緑の施策として位置づけられておりますので、これは今後の大家畜生産において重要な施策ではなかろうかと考えております。ただ、続けていく上でも、他の政策との関連等も見ながら、直すべきところは直すということで、この政策をさらに続けていっていただければと考えております。

あと2点、申しわけございません。衛生関係ですが、人畜共通症への国民の関心が高まっているのではないかと私は考えます。これへの対策をしっかりとやっていただきたい。あわせて、海外の悪性伝染病の状況に鑑みて、さらなる国境措置を一層強化することがますます重要になってきているのではなかろうかと思えます。特に日本のように狭い国土の中

で密度の高い生産をやっている国におきましては、疾病というのは非常に重要な課題になるかと思っております。

最後でございますが、今後とも畜産を理解していただくためには、より一層国民へ正しい情報を提供するという視点で、それにも必要な手立てを取っていただければと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

中村委員 まず前段の諮問案については賛成であります。

意見を何点か申し上げます。まず基本課題として2点。

第1点は自給率及び生産努力目標についてであります。新たな食料・農業・農村基本計画と酪肉近代化基本方針が策定されて、27年度を目標とする自給率なり生産努力目標が設定されました。基本計画本体の方では、工程表と、それに基づく行動計画を策定して推進というふうに整理されています。したがって、畜産、酪農分野でも課題ごとに工程表に基づく行動計画を策定して、検証しながら目標達成に向けた取り組みが必要であります。

基本課題の第2点は、国際化の進展への対応であります。WTO交渉が本格化し、またFTA交渉も各国と逐次進展という状況であります。日本のスタンスとしては重要品目は一定の国境措置が必要ということでやっておりますけれども、当然、畜産、酪農分野でも乳製品とか鶏肉とか豚肉等を重要品目と位置づけた交渉が必要ということです。もちろん国際化に対応した競争力強化を進めなければならないというのは当然のこととしてあります。

それから、個別課題を4点申し上げます。

第1が自給飼料の増産であります。今、内藤委員からもありましたが、飼料自給率、今の24%を27年度には35%、うち粗飼料自給率76%を100%にという目標であります。この100%に向けて、特に何点か取り組み強化を申し上げます。

第1点は、水田を活用した飼料作物、その一つにホールクロップサイレージがあるわけでありまして、3年間で500ヘクタールが5000ヘクタールを超えたところまで拡大しつつあると。ただ、取り組む県がまだ部分的でありますので、全国的普及ということで進める必要がある。

2点目は青刈りトウモロコシのサイレージ化であります。収穫作業がネックと聞いてお

りますが、細断型のロールペーラーが開発されて、この普及を契機として拡大が必要ではないかというのが2点目。

3点目は、資源があるのに活用されていないという稲わらの100%自給の取り組み。

4点目が水田なり耕作放棄地を活用した放牧。特に最近、中四国でかなりこういう放牧が拡大しつつありますので、その全国普及が必要かと思えます。

今の国会に農地関連法案が提出されていますが、その中の一つに耕作放棄地対策も入ってまして、いわば県の行政なり市町村の役割強化という形でありますので、そういったところを通じて、こういった放牧の取り組みというのを推進していただきたい。

5点目がコントラクターの活用であります。今委員からも出ましたが、酪農家は、飼料生産のため手が回らないという。それを是非増やしていく必要があるというふうに思います。

それから、個別課題の2点目ですが、肉用牛生産基盤の確保。特に繁殖農家は高齢化して規模が小さいという状況でありますので、担い手確保なり規模拡大、あるいは一貫経営の拡大等の構造改革が必要ではないかと思っています。

その進め方なんですが、構造改革という面では、米政策改革で水田農業は地域水田農業ビジョンづくりというのを進めております。地域で話し合いを進めて、担い手を明確化して、将来ビジョンを描き、規模拡大を進めると、一言で言えば、そういうことなんですが、したがって、畜産の場合でも、どこでもというわけにもいかないと思いますが、肉用牛地帯を中心に畜産のビジョンづくり、担い手育成といったことも必要ではないかということ提起したいと思います。

個別課題の3点目はふん尿処理施設整備と耕畜連携であります。説明がありましたように、簡易施設8800戸、本格施設への移行が必要ということで、3カ年目途、予算措置もされるということでもあります。したがって、今後、個別農家の意向調査等、きめ細かな推進が必要だと思えます。JAグループもやるつもりですが、国も連携して一体的に取り組みが必要というふうに思います。

それから、たい肥の関係ですが、大野委員からも出ましたが、施設整備に伴ってたい肥が増えてくる。現在でも地域によってはたい肥の活用で困っているというところもあります。たい肥の利用に関連して、農水省の調査がありました。たい肥を利用できない理由はどうかというのがありまして、その第1が散布労力の問題、第2が成分が正確じゃないとかばらつきがあるというのがアンケートで指摘されるところであります。

したがって、たい肥の品質向上の指導なり支援なり、散布については、原田室長からもありましたが、コントラクターを活用した散布というのも助成がついておりますので、そういう活用をどんどん進めることが必要かなと。耕畜連携というのは、間に立つ人、組織が必要でありまして、当然、JAも積極的にやる方針なんですけど、市町村、行政も一緒になって支援というのが必要なので、その点、お願いしておきたいと思います。

最後が需要拡大という点であります。チーズなり牛乳の方は大分出ましたので、牛乳の方は特に今委員からも出ましたけど、生産者自らも抛出してやるので、政府の支援もお願いしておきたいと思います。

そのほかに申し上げたいのは、乳雄の牛肉の消費関係で、先ほど質問もさせてもらいましたが、品質向上の取り組みが基礎だと思います。それに販売面といいですか、特に先ほど質問の中で消費者があまり知ってないという乳雄ですね。研究会でも位置付けは輸入牛肉より上という整理がなされている中で、消費者へのアピールが必要だと思います。アピールのためには何かブランド化というふうなものを考えなければいけないと思うので、表示も含め検討が必要だと思います。

需要拡大のもう一点は輸出の取り組みであります。自民党の部会でも大分意見が出ておりましたが、この取り組みは、政府にというより、官民挙げて連携した取り組みが必要だと思いますので、今後、取り組み強化をお願いしたいんですが、1点、要望があります。

牛肉についてでありますけれども、今、BSEで輸出できません。ただ、昨年、米の輸出で東南アジアへ行ったときに、牛肉が欲しいという声が大分ありました。したがって、今、アメリカが日本に輸出再開ということできているわけですが、アメリカは日本以外にも東南アジアに再開を多分やっていると思うんですけれども、日本は東南アジアに再開の要請なり交渉をやっているのか。是非これは進めていただきたいなという要望であります。

意見は以上ですが、最後にその他で一つ、ここの価格等部会の運営についてなんですけど、予定では10時半から7時半までということで非常に長い。今後、効率的な運営を検討していただきたいというのが最後であります。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

中山委員、お願いいたします。

中山委員 まず補給金についてですが、一定の算定方式で出されております。そういう意味で、その結果は許容の範囲だということで賛成いたします。限度数量につきましては、

特に脱粉の 17 年度の需給を御説明いただきました。昨年に引き続いて、2万 5000 トンの脱脂粉乳在庫特別対策ということが行われることを前提に勘案しても、限度数量を削減することは合理的でありまして、やむを得ないと思います。

意見を述べさせていただきます。皆さん、今までたくさん出され、同意見でございますので、簡単に述べます。

このような補給金なり限度数量ことについて、いずれもやむを得ないと思いますが、中長期的には基本計画並び酪農で掲げておる諸目標課題を達成するということは大切なことだと思います。なかんずく、酪農、乳業に関しては、現在の生乳生産を維持しながら、平成 27 年度に国内生産 928 万トンの生産を可能にする酪農、乳業の構造改革は当面、最重要課題だと思います。

需要の方は余り期待できない横ばいということですから、言うなれば、先ほど御説明いただいたように、約 90 万トンの増加は一般乳製品の 100 万トン以上の増加ということでこれを達成できるわけですが、そういう意味では、現在の輸入のものを国産にかえていくということが肝要かと思います。

そういう意味では、国際競争に耐え得る、あるいは国際競争に伍していける可能性のあるチーズ、液状乳製品の生産拡大に対して強力な政策誘導が肝要かと思います。一つはチーズ、液状乳製品向け生乳の安定的供給の拡大、二つ目には乳製品工場の合理化、早急に関係者による取り組みが必要だと思います。

次に消費拡大です。これも述べさせていただきましたが、いわゆる日本酪農乳業協会で、ベーシックな牛乳・乳製品の消費拡大について鋭意取り組んでいるところでありますが、今後とも政府からのいろいろ御協力、御援助をいただきたいと思います。

次に国際化、特にW T OやF T A等については、中村委員の御発言にありましたとおりですが、あえて加えるならば、世界の農産物の中で一番大きな、各国重要なセンシティブな農産物は牛乳・乳製品だと思います。そういう意味で、今後の各貿易交渉、大変ハードな状態にあるんだと思いますが、どうか基本計画達成へ向けて、その交渉結果が阻害要因にならないように、あるいはいろんなことが急激な変化をもたらされるような交渉結果にならないように、今後とも重要品目、いわゆるセンシティブな農産物の位置づけでもって交渉していただきたいと、お願いを申し上げる次第です。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

平野委員、お願いいたします。

平野委員 まずもって、ちょっと遅れてまいりましたことについて、申しわけございません。

平成 17 年度の畜産物価格諮問案につきましては賛成いたします。

意見を一つだけ述べさせていただきます。

先ほど来、豚肉骨粉の 4 月 1 日から飼料化という話が出ておりました。この裏づけは、我々の業界が自助努力で、この約 3 年間、鳥・豚飼料と牛用飼料のラインを分離いたします。完全に分離をいたします。この 4 月 1 日に完全にできます。これだけのことをやっているということで、豚肉骨粉が今後使えることになれば、ひいては、これでもって大豆を買わなくて済むということになりますから、自給率向上の一翼になるということでございます。

ここまでやってできた国産牛肉につきまして、皆さんにぜひ御理解していただきたい。皆さん方が安心して召し上がっていただけるということのために、我々しても巨費を投じてやっている。これにつきまして、情報開示を通り越して、さらに皆さん方に御理解いただけるような運動にできればと思った次第でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

松木委員、お願いいたします。

松木委員 諮問案に対しては賛成いたします。

あとは感想みたいなことですが、乳用種の生産補給金制度を現状にあわせた検討をなされたということは賛同できました。

一方、素朴な疑問としまして、補給金制度というのは大規模酪農家への対策なのかという疑問を持ってしまいました。と申しますのは、小規模の方は、経費は大規模の方よりかかるし、一方補給金の方は頭数当たりということで減らされて困られるんじゃないかなという素朴な疑問を持ちました。小規模でなければできない独創的な営農方法もあるのではないかと、そういうことに対する支援制度はあるのか、ちょっと疑問に思いました。

チーズの消費拡大について、いろいろ意見がございましたけれども、私、消費者としましては、岸委員とはちょっと意見が違いまして、現在の国産チーズはおいしくないかなという感想を持っております。まだ日常的に食べるものでなく、たまたま食べるものの存在

になっておりますので、もっとおいしくなることを希望しております。

それから、脱脂粉乳の栄養価は、メリットはダイエット食品のニーズに合っているのではないかと考えておりますので、より一層の積極的な取り組みを期待しております。

総括的なことで、私たち消費者は買やすい価格の畜産物と同時に、安全で安心できる畜産物かつおいしい畜産物を求めていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

最後になるかと思いますが、吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 最初に諮問のありました平成 17 年度指定食肉価格につきましては、諸般の情勢から諮問案は概ね妥当と考えます。

それで、養豚について意見を少し申し上げたいと思います。

養豚の現状はここ数年、価格が非常に変動する中で、おいしい国産豚肉づくりということで、生産者が一同、一生懸命頑張っております。そうした中で、まず、ふん尿処理の取り組みなんですけれども、尿は放流できるわけなんですけれども、豚ふんの利活用が非常に問題になっており、特に冬の場合は流通が少なくなっておりますから、常にたい肥舎に堆積されてしまって、その辺、非常に困っております。今後とも2分の1リースの継続とともに、たい肥の流通が上手に行くような指導をお願いしたいと思います。

私は長い間、種豚生産をやって肉豚も販売しておりますけれども、最近、種豚生産者の仲間が非常に減っておりまして、改良を進めるための種豚がかなり少なくなっております。今こそ種豚の能力検定等を進めて、よいものを残して使っていくということが非常に重要だと思います。こうした中で、改良を進めるために養豚振興事業をぜひ継続してほしいと思います。

一貫経営の方々からは、経営の改善であるとか、生産性の向上ということで、地域養豚振興特別対策事業、養豚振興体制整備総合対策事業の二つの事業の継続についても強い要望がありますので、その辺、よろしく願いいたします。

もう一つは、私たちも積み立てをしている肉豚の価格が下がったときに補てんする地域肉豚生産基金造成事業というのがありますけれども、それも引き続きお願いしたいと思います。

もう一つは衛生関係です。豚コレラの撲滅についてですが、都道府県知事が許可したワクチンが打てる制度を早急に廃止していただいて、豚コレラの撲滅ですね、清浄国宣言を

してほしいと思います。それは是非とも余り向こうへ行かないうちにやってほしいなと思っております。そのときに、悪性伝染病が侵入したときにかけている互助基金ですか、それへの支援も引き続きお願いしたいと思っております。

また、国産豚肉の消費拡大についても、国産牛肉ともども、是非ともよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、国際的なこととしてWTOであるとかFTAの交渉は、国産を大事にして自給を基本として交渉していただきたいと思っております。

いろいろ申し上げましたけれども、養豚生産者自ら、これからも国産豚肉のよさをアピールして消費者の皆様理解していただく努力をしていきますから、養豚生産を続けていける意欲を持ち続けられるよう御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、御出席の委員並びに臨時委員の皆様から御意見をいただいたわけでございます。

本日欠席されております山口委員から意見書が私の方に届いておりますので、これは引き続き事務局から朗読をお願いいたしたいと思っております。

清家畜産企画課長 意見書を朗読させていただきます。

酪農ヘルパーについて

高齢化、後継者不足、規模拡大が進む中、酪農ヘルパーは酪農現場においてなくてはならない制度として定着してまいりました。酪農ヘルパー利用組合も北海道においては100組合となり、地域における役割はますます重要なものとなっております。

北海道においては酪農家が1カ月に1日休日を取れるまでとなりましたが、一般の勤労者世帯と比較すると、まだまだ少ないのが実態であります。事故や病気でヘルパー利用が長期になる場合、地域においてヘルパーが不足し、大変な状況となります。ヘルパー要員の確保や技術レベルの向上、さらなる酪農ヘルパーの利用拡大、利用組合の組織の強化など、解決すべき課題も残っております。

今後とも意欲のある担い手の育成・確保を図ることが必要であります。そのためにも酪農ヘルパーのさらなる普及と定着を図ることが重要と考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

内藤委員 一言追加していいですか。

生源寺部会長 内藤委員、どうぞ。

内藤委員 済みません。

乳用種牛肉の生産についてですが、乳雄の肉資源化というのは昭和 40 年の初めごろから始まってきたと私は記憶しております。先ほどから論じられているように、消費者ニーズ等にこたえるため、あるいは外国の輸入牛肉と差別化するために、もう一度、この時点で関係者が集まって知恵を出し合って、まさに低コスト化あるいは高付加価値化を含めた消費者ニーズに合った牛肉の生産技術のマニュアル化といいたいでしょうか、そういうものをもう一度つくって普及・定着をして、技術の底上げをしていくべきではなからうかと思えます。

ありがとうございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

答 申 案 起 草

生源寺部会長 以上をもちまして、質疑応答及び意見開陳が終了いたしましたので、ここで御意見を取りまとめ、答申の原案を作成する作業に移りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないようでございますので、従来からの慣例でございますけれども、私の方で起草委員を御指名させていただきたいと思いますが、この点もよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それでは、次の方に起草委員をお願いいたします。

増田委員、石川委員、土井委員、中村委員、中山委員、吉田委員、以上の 6 名の方をお願いするとともに、起草委員長につきましては、まことに御苦労さまでございますが、増田委員をお願いいたしたいと思えます。

なお、私も起草委員会には同席いたしたいと思えますので、御了承いただきたいと思います。

ます。

原案が作成できるまで暫時休憩ということになるわけでございます。昨年の場合でございますと、食事を挟みまして、1時間半強程度で原案ができ上がったということでございます。今回もできるだけ早く取りまとめていただくよう増田委員長以下にお願いいたしまして、それまで暫時休憩ということにいたしたいと思っております。

事務局から御連絡があるようでございます。

清家畜産企画課長 夕食は、若干時間が早うございますけれども、準備ができております。起草委員となられました委員におかれましては、起草委員会を行います2階の大臣応接室に準備してございますので、そちらの方にお移りいただくようお願い申し上げます。

また、起草委員以外の委員におかれましては、お昼と同じでございますが、1階奥の会議室A・Bに準備してございますので、そちらの方でお召し上がりいただきたいと思っております。

午後5時00分休憩

午後7時47分再開

生源寺部会長 大変お待たせいたしました。部会を再開いたしたいと思っております。

ただいま起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成いただきましたので、起草委員長から御披露願いたいと思っております。

増田起草委員長 起草委員会で取りまとめました答申案及び建議案につきまして御報告いたします。それにつきましては、事務局から全体を朗読していただくことをお願いいたします。

清家畜産企画課長 それでは朗読いたします。文書番号等はあえて省略させていただきます。朗読をいたします。

平成17年3月17日付け(16生畜第4210号)で諮問があった平成17年度の生産者補給金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量(以下「限度数量」という。)及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成17年3月17日付け(16生畜第4208号)で諮問が

あった平成 17 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 17 年 3 月 17 日付け（16 生畜第 4209 号）で諮問があった平成 17 年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成 17 年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議（案）

酪農・食肉共通

1 新たな「酪農及び肉用子牛生産の近代化を図るための基本方針」に掲げられた政策目標の着実な実現を通じ、自給率の向上等を図ること。その際、制度・施策の工程管理を適切に行うとともに、適時見直しを図ること。

2 意欲のある担い手の育成・確保を図るとともに、これに資する酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、コントラクター等の更なる普及・定着を図ること。併せて、畜産業における女性の果たす役割を適切に評価し、家族経営協定の締結促進、認定農業者制度の活用を通じて女性が活躍できる環境を整備すること。

3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図るため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大の推進、国産稲わらの飼料利用拡大、計画

的な草地更新や優良多収品種の導入、コントラクター等の活用による生産の組織化・外部化、地域の土地条件等に対応した放牧の普及推進等により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。

- 4 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づく管理基準に対応するため、シート等を利用した簡易なふん尿処理を行っている畜産経営について、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設整備を推進するとともに、たい肥の利活用を促進すること。
- 5 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 6 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の有効利用を図るとともに、肉骨粉の焼却経費の削減を図ること。
- 7 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の在庫が依然として適正在庫を大幅に超える水準となっている需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供や脱脂粉乳の新規用途の開拓に努めるとともに、チーズ、液状乳製品等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大を推進すること。
併せて、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、指定生乳生産者団体による広域的な需給調整を推進すること。
- 2 牛乳・乳製品は、カルシウムをはじめとする多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であること等について正確な情報を伝えることにより、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化及び輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化等の各般の施策を推進すること。
- 4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤に立脚し、畜産環境問題にも適

切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、早急にその在り方について見直しを検討すること。

食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めるとともに、消費者や流通業者などの関係者の意見を十分に踏まえながら、今後とも改善に取り組むこと。
- 2 トレーサビリティ・システムを活用した生産・流通履歴情報の提供等により、食肉及びその加工品等の高付加価値化を図り、経営体質を強化しようとする生産者等の自主的な取組を支援すること。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、地域における多様な取組等への支援を通じて繁殖基盤の強化、生産コストの低減等に努めるとともに、引き続き、経営安定のための対策を実施すること。
- 4 乳用種については、保証基準価格の算定方式が見直されたが、輸入牛肉との競争力を高め、乳用種牛肉生産の産業としての自立を促すため、品質の向上等による新たな販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策を実施すること。

次に、価格につきまして、あるいは数量につきまして表を掲載してございますが、省略をさせていただきます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

答申及び建議承認

生源寺部会長 ただいま朗読していただきました答申案及び建議案につきまして御賛同を得ることができるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

{「異議なし」の声あり}

生源寺部会長 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、これを当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議ということにいたしたいと存じます。

しばらくお待ちいただきたいと思えます。案の取れたものは行き渡りましたでしょうか。

答 申

生源寺部会長 答申の内容につきましては、部会の決定はそのまま本審議会、食料・農業・農村政策審議会の決定とみなすことから、ただいまから政策審議会長名において答申を農林水産大臣に提出いたすわけでございますが、当初、島村大臣御自身がおいでになる予定でございましたが、急の所用であいにく御欠席ということでございます。

本日は常田副大臣に御出席をお願いしておりますので、常田副大臣にお渡しいたしたいと存じます。

〔答申・建議書手交〕

農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 ここで常田副大臣から一言ごあいさつをちょうだいいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

常田農林水産副大臣 御紹介をいただきました農林水産副大臣を拝命しております参議院議員の常田享詳でございます。

本来でありますと、島村大臣がまいりましてごあいさつを申し上げるべきところでございますが、よんどころなき所用のため、まいることができません。かわりに私が来させていただきます。

島村大臣のごあいさつ文を預かってまいっておりますので、代読をさせていただきます。

本日、生源寺部会長、増田部会長代理を初め委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず本審議会に御出席を賜り、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

政府といたしましては、御答申の趣旨を十分尊重して、平成 17 年度の指定食肉の

安定価格、肉用子牛の保証基準価格、加工原料乳の補給金単価などを決定してまいりたいと存じます。

また、御答申に際しましていただきました建議につきましては、その趣旨に従い検討の上、適切な処置を取ってまいりたいと考えております。

さらに、御審議の過程において委員各位から賜りました貴重な御意見は、今後の行政運営の中で十分に参考にさせていただきたいと考えております。

今度とも委員各位におかれましては一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

平成 17 年 3 月 17 日

農林水産大臣 島村宜伸（代読）

委員の皆さん、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

閉 会

生源寺部会長 本日は長時間、御熱心に審議をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会平成 16 年度第 2 回畜産物価格等部会を閉会といたします。

委員の皆様方の長時間にわたる御協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 8 時 02 分閉会